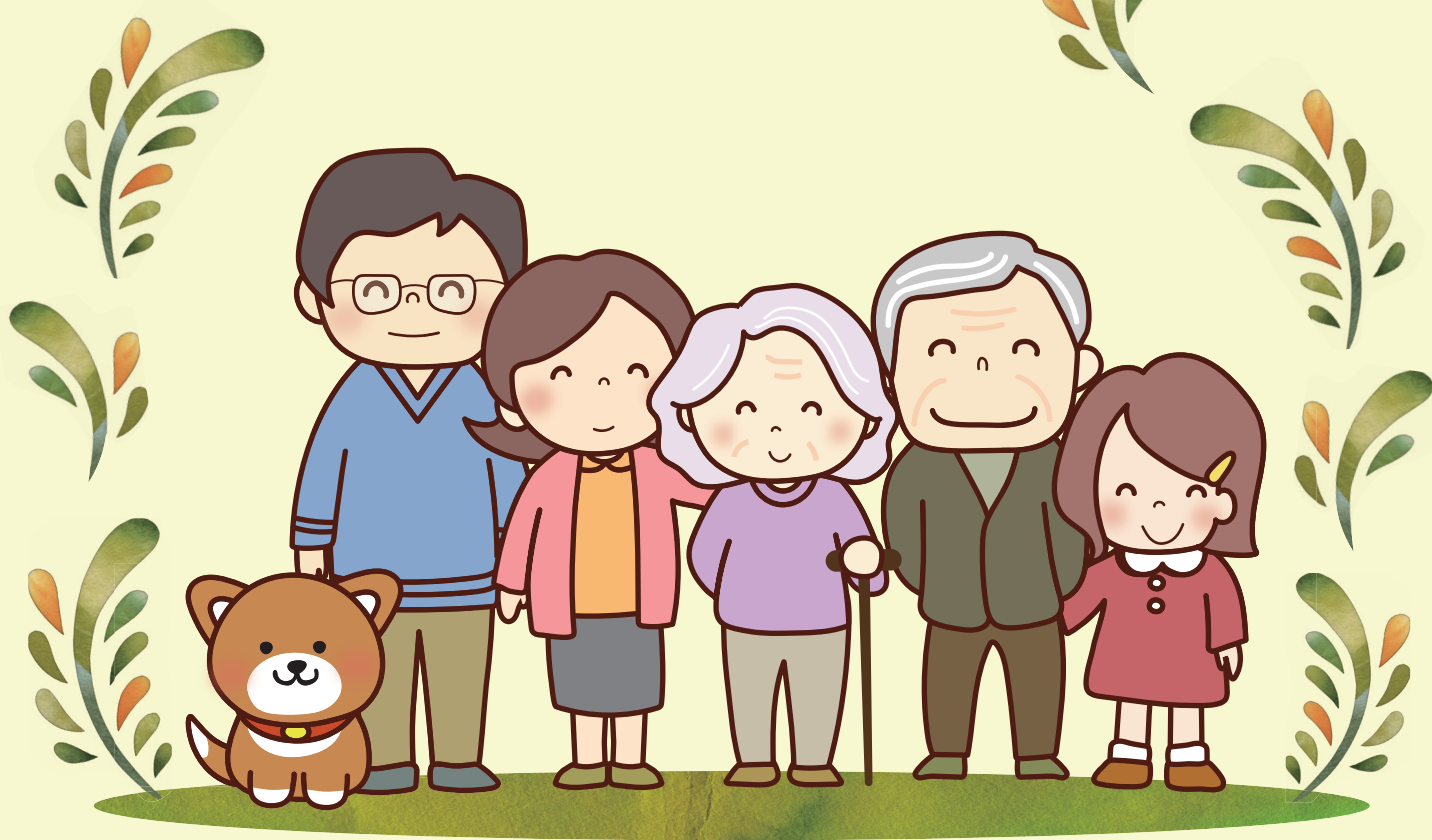


“ふれあい、つながり、支え合う
安心とやさしさに包まれたまち もとす”

第4期本巢市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月

本巢市・本巢市社会福祉協議会

“ふれあい、つながり、支え合う
安心とやさしさに包まれたまち もとす”

第4期 本巢市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月
本巢市・本巢市社会福祉協議会

ごあいさつ

地域福祉を取り巻く課題は、少子高齢化の進展、核家族や一人暮らしの増加などの世帯構成の変化、地域の人々のつながりの希薄化、さらに老老介護、ヤングケアラー、ひきこもりなど、地域社会が時代の潮流とともに変容し、複雑化・複合化しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、制度や分野の枠を超え、「支える側」「支えられる側」という従来の関係性を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがい・やりがい・役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指しています。



本巢市では、平成20年3月に、“ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす”を基本理念とする「第1期本巢市地域福祉計画（平成20年度～平成24年度）」を策定し、その基本理念を継承しつつ「第2期本巢市地域福祉計画（平成25年度～平成29年度）」、「第3期本巢市地域福祉計画（平成30年度～令和4年度）」を策定し、市民の皆さまとともに計画に掲げる施策を推進してまいりました。

このたび、これまでの基本理念を引き続き継承する形で「第4期本巢市地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）」をとりまとめ、「〈ふれあい〉と〈つながり〉の機会をつくります」「〈支え合い〉の仕組みをつくります」「〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉をつくります」という三つの基本目標とする各般の施策を推進しながら、地域共生社会の実現を目指すこととしております。

地域福祉の推進にあたりましては、行政のみならず、市民の皆さま、各種団体、福祉事業者など多様な主体がそれぞれの役割を担うことが大切です。それぞれの主体が協働しながら計画の実現に取り組むことにより、今後も地域福祉の一層の推進に努めてまいりますので、皆さまの更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、格別のご尽力をいただきました本巢市地域福祉推進委員会および地域部会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心より厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

本巢市長 藤原 勉

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化、地域住民相互のつながりの希薄化が進んでいく中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど地域住民が抱える課題も複雑化・複合化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの課題においては、家族力の低下、地域の間人関係の希薄化につれ地域力の低下が進み、支援が必要な人が周りから気づかれないことや、本人、家族から助けを求めることができない現状もあります。

また、近年多発している水害、地震等の自然災害に備えた「平常時からの助け合い、地域づくり」が求められる今日でもあります。

このような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かに暮らしていくためには、行政・地域住民・福祉関係事業者・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になっています。

本巣市社会福祉協議会では、これまでに地域での生活や福祉課題の解決に向け、平成20年3月に「第1期本巣市地域福祉活動計画（平成20年度～平成24年度）」を策定し、本巣市における「地域福祉計画」との整合を図るため「第2期本巣市地域福祉活動計画（平成25年度～平成29年度）」、「第3期本巣市地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）」を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

今回は、第4期の地域福祉活動計画となりますが、地域福祉を推進していく上での理念や目標を共有するため、本巣市の「地域福祉計画」と一体化した形で策定いたしました。

本計画の実施にあたっては、地域の皆さまとの連携、協働が今まで以上に必要不可欠であると考えております。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本協議会においても、地域福祉の一層の充実を図るために、職員が一丸となって市民の皆さまとともに取り組みを進めてまいります。

結びに、計画策定にあたり貴重なご意見を頂きました本巣市地域福祉推進委員会及び地域部会の皆さま、そして市民の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。



令和5年3月

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会 会長 大野 一彦

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格	3
3. 計画の策定体制とニーズの把握	8
第2章 本巢市の現状と課題	11
1. 本巢市の現状	11
2. 本巢市の地域福祉に関する重点課題	19
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 基本目標	28
3. 施策の体系	29
第4章 基本計画	31
基本目標1 〈ふれあい〉と〈つながり〉の機会をつくれます	31
基本目標2 〈支え合い〉の仕組みをつくれます	43
基本目標3 〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉をつくれます	56
第5章 成年後見制度利用促進計画	66
第6章 再犯防止推進計画	69
第7章 計画の推進	70
1. 地域福祉の推進	70
2. 計画の進行管理	71
3. 計画の周知	71
資料	72
1. 計画の策定経緯	72
2. 本巢市地域福祉推進委員会等	73

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

日本の総人口は、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和していくものの、長期的にみると著しく減少していきます。平成 27 (2015) 年には 1 億 2,709 万人 (国勢調査) でしたが、令和 59 (2077) 年では 8,808 万人 (30.7%減) になるものと見込まれています〔日本の将来推計人口 (平成 29 年推計) (国立社会保障・人口問題研究所*)〕。

また、老年人口割合 (高齢化率) は、平成 27 (2015) 年の 26.6%から令和 59 (2077) 年には 38.4%へと上昇するものと見込まれています。

本巢市においても同様のペースでの高齢化・人口減少の進行は避けられず、さらに厳しい状況になっていくものと考えられます。

(2) 社会構造の変化とニーズの多様化

少子高齢化・人口減少にともなって、社会構造が徐々に変化しています。核家族化の進展、個人主義の浸透等を通じて「人と人・地域でのつながりの希薄化」に拍車がかかっています。また同時に共働き世帯の増加、介護が必要な高齢者の増加、長期化・高年齢化するひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立化、一人暮らし高齢者や高齢者だけが構成員の世帯の増加を背景とした高齢者の孤独死等、各世帯が抱える課題が複雑化・複合化しつつあります。

また、地域住民の孤立化と地域の閉塞性から、声を上げづらい状況になりつつあり、声を上げることができない世帯、あるいは声を上げててもそれをくみ取ることができない社会構造に陥っているケースもあると思われます。

8050問題*や、介護と育児のダブルケア*といった複雑化・複合化した課題を含め、世帯によって求めるニーズや対応策が大きく異なってきており、従来から講じていた福祉サービスだけでは対処しきれない状況になりつつあると言えます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や予防に備えた「新しい生活様式」や、近年多発している水害、地震等の自然災害に備えた「平常時からの助け合いの地域づくり」が求められています。

※国立社会保障・人口問題研究所 厚生労働省の施設等機関。人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行い、国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

※8050問題 80代の親が、自宅でひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまい社会から孤立する問題。

※ダブルケア 晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある世帯が、親の介護も同時に担う状態のこと。負担が重く仕事との両立が困難になり離職するケースもあり、世帯収入が減少し家計にも影響を及ぼす。

(3) 地域共生社会の実現に向けた動き

従来から講じていた福祉サービスだけでは対処しきれない状況になりつつある中で、国は「地域共生社会」（支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組み）を構築することを方針として掲げました〔ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）〕。

(4) 社会福祉法の一部改正等

社会福祉法の一部改正（平成29年6月）において、地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す」旨が明記されました。

また、同法の一部改正（令和2年6月）により、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業や、地域共生社会の実現の一環として、社会福祉連携推進法人制度の創設等の具体的な施策が盛り込まれました。

さらに、生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）および成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）等が施行され、従来の福祉サービスでは対応が難しい課題に対応できる環境づくりが進められています。

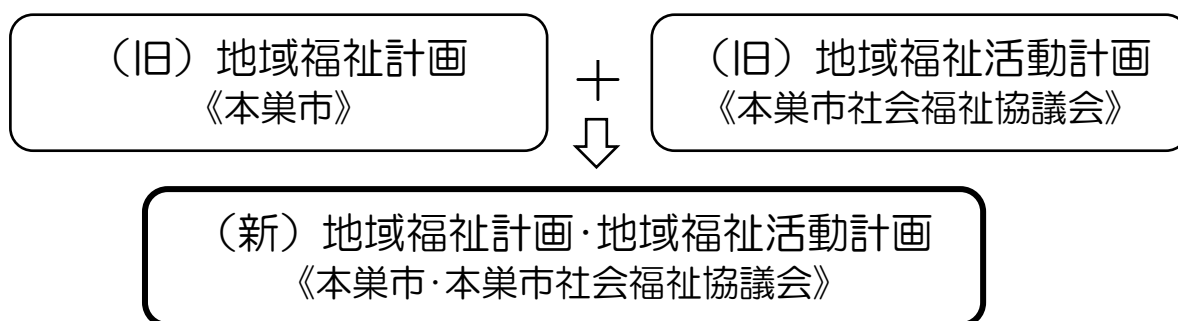
2. 計画の性格

(1) 計画の法的な根拠等

「地域福祉計画」（本巢市）は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画であり、地域住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、障がい等の有無等にかかわらず、誰もが生きがいをもって豊かに暮らすことができる地域社会を構築していくことを目指しています。地域住民の参加を得ながら、日常生活上の課題を解決したり、住民、福祉事業者、関係機関等との協働により日常生活における支援体制を構築していく上での指針となるものです。

「地域福祉活動計画」（本巢市社会福祉協議会）は、社会福祉法第 109 条において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられている本巢市社会福祉協議会が策定する活動計画であり、住民、社会福祉に関する活動をしている人、社会福祉を目的とする事業を経営する人たちが相互協力して地域福祉を推進していくこととなっています。

本計画は、上記二つの「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一本化したものであり、地域福祉のための理念や仕組みづくりを担う「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動を担う「地域福祉活動計画」を両輪として本巢市における福祉を総合的に推進していくこととしています。



社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、地域共生社会の実現を図るため、令和2年(2020年)に社会福祉法が改正され、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(重層的支援体制整備事業)の整備に関する事項を定めるよう努めることとされています。

社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項(本書においては省略)に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

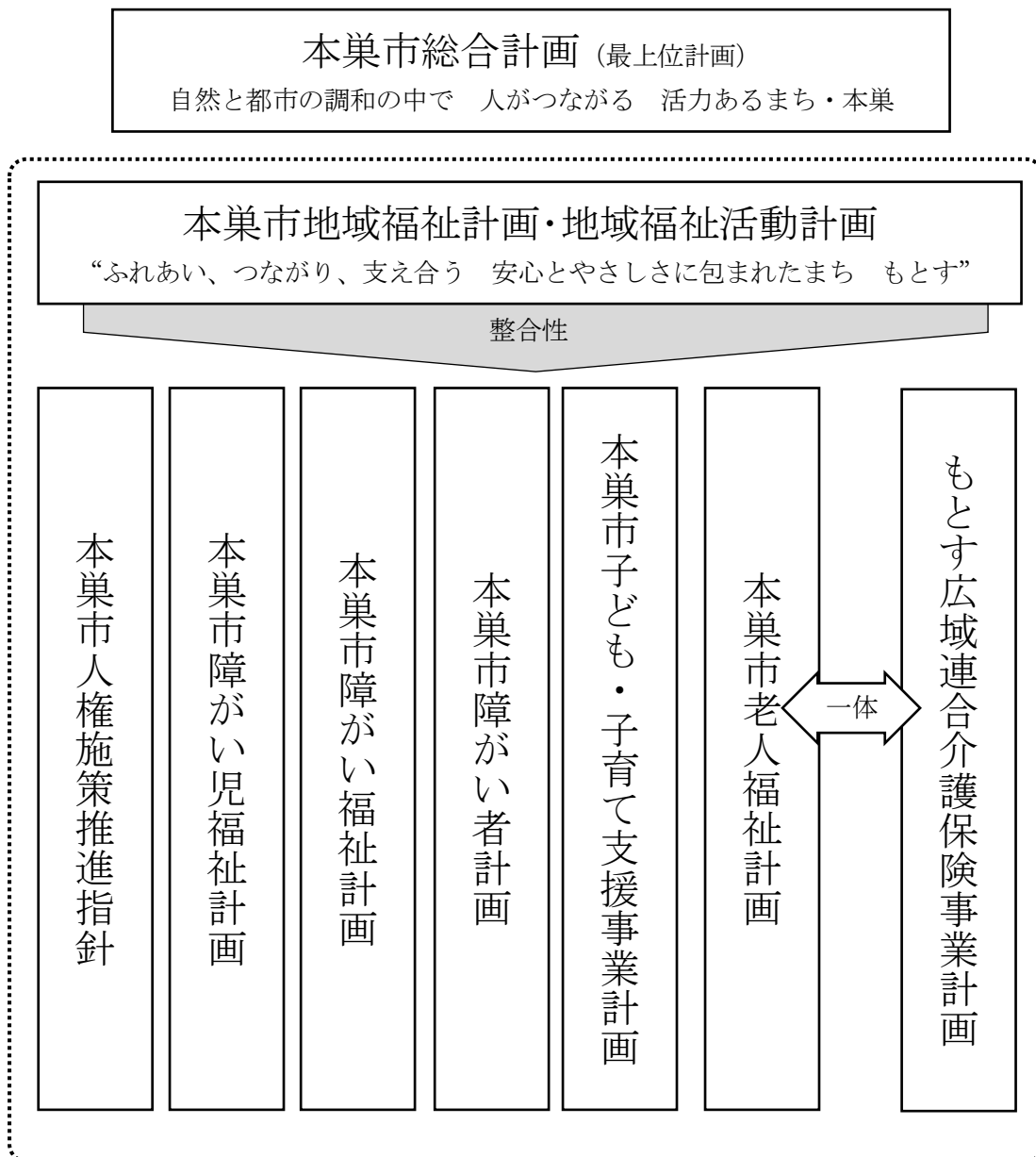
- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(以下、省略)

(2) 他計画との関連

本計画は、本巢市総合計画を上位計画としつつ、本巢市老人福祉計画、本巢市子ども・子育て支援事業計画、本巢市障がい者計画、本巢市障がい福祉計画、本巢市障がい児福祉計画、本巢市人権施策推進指針、さらに、もとす広域連合介護保険事業計画（もとす広域連合が策定）等の分野別計画との整合性を図りながら、本巢市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

本巢市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。ただし、(2)に掲げている分野別計画との足並みの整合性や、福祉にかかる今後の制度改正を含めた社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて望むべき計画期間について適宜見直しを行います。

R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	
市総合計画					次期計画				
市地域福祉計画		本巢市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和5年度～令和9年度)					次期計画		
社協地域福祉活動計画									
もとす広域連合介護保険事業計画			次期計画			次々期計画			
市老人福祉計画			次期計画			次々期計画			
市子ども・子育て支援事業計画				次期計画					
市障がい者計画					次期計画				
市障がい福祉計画			次期計画			次々期計画			
市障がい児福祉計画			次期計画			次々期計画			
市人権施策推進指針			次期計画					次々期計画	

(4) SDG s の視点を踏まえた計画の推進

SDG s は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。

SDG s では、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDG s の17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、「誰ひとり取り残さない」という考えは、市民が支え合い・助け合う地域をともにつくっていく「地域共生社会」を目指す本計画の目指すべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、SDG s の趣旨を踏まえ、地域や関係団体等と連携しつつ、地域共生社会の実現を目指します。



3. 計画の策定体制とニーズの把握

(1) 地域福祉推進委員会

本計画の策定にあたっては、地域住民はもとより、幅広く様々な分野からの意見を反映させる必要があり、本計画の審議機関として、市議会議員、福祉事業関係者、民生委員・児童委員、自治会等の団体関係者、学校教育関係者等で構成する地域福祉推進委員会を設置しました。

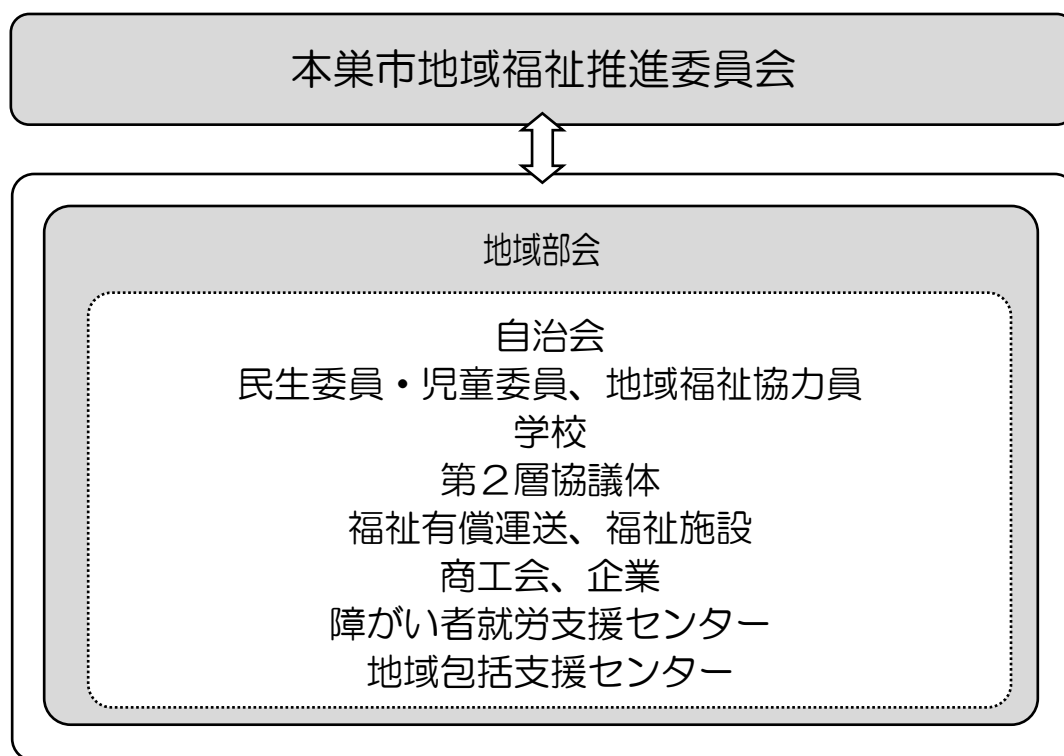
なお、今回から、本巢市社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員会を兼ねて実施しました。

(2) 地域部会

地域福祉推進委員会とは別に、本巢市における各圏域（根尾地域・本巢地域・糸貫地域・真正地域）に存在する地域特有課題や特性に応じた議論をすべく、地域部会（従前の根尾地域部会・本巢地域部会・糸貫地域部会・真正地域部会を統合した協議体）を設置しました。部会において、地域の課題の把握、課題解決に向けた取組みの方向性、取組みの具体策について検討しました。

なお、今回から、本巢市社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員会地域住民会議を兼ねて実施しました。

計画の策定体制



(3) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

本巢市民を対象として、福祉に対する意識、地域活動やボランティア活動への参加状況・参加意向、住んでいる地域において発生している問題等について、アンケートを通じて集計し、地域における課題やニーズ等を把握しました。

今期から調査対象に高校生を追加し、「住民一般調査」、「高校生調査」、「中学生調査」の3種類のアンケートを実施しました。

① 住民一般調査

調査対象者：令和3年8月1日現在、20歳以上の市民2,500人を無作為に抽出（地域別の配布数としては、根尾地域124人、本巢地域500人、糸貫地域876人、真正地域1,000人としています。）

調査方向：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和3年8月10日～11月末日

回収結果：回収数 1,220（回収率 48.8%）

有効回答数 1,220（有効回答率：48.8%）

② 高校生調査

調査対象者：令和3年9月1日現在、本巢市内に住所を有する平成16年度生まれの高校生（高校2年生）375人

調査方向：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和3年10月15日～11月末日

回収結果：回収数 153（回収率 40.8%）

有効回答数 153（有効回答率：40.8%）

③ 中学生調査

調査対象者：令和3年10月1日現在、市内中学校に通う2年生全員

調査方向：各中学校を通じて配布・回収

調査期間：令和3年10月上旬～11月上旬

回収結果：回収数 329

有効回答数 328

(4) 福祉関係者に対するアンケート調査の実施

本巢市民を対象としたアンケート調査のほかに、福祉の専門家としての福祉関係者に対するアンケート調査を実施、福祉の現場での課題や困難事例・対応策等について専門的視点から回答していただきました。

○ 福祉関係者調査

調査対象者：本巢市内で活動する福祉関係者 99 人

調査方向：配布・回収（うち 9 人は郵送配布・郵送回収）

調査期間：令和 3 年 8 月 10 日～10 月末日

回収結果：回収数 90（回収率：90.9%）

(5) パブリックコメント

本巢市地域福祉推進委員会および地域部会において検討された本計画（案）について、広く本巢市民から意見を聴取するため、令和 5 年 1 月 4 日から 2 月 3 日にかけてパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見を計画に反映しました。

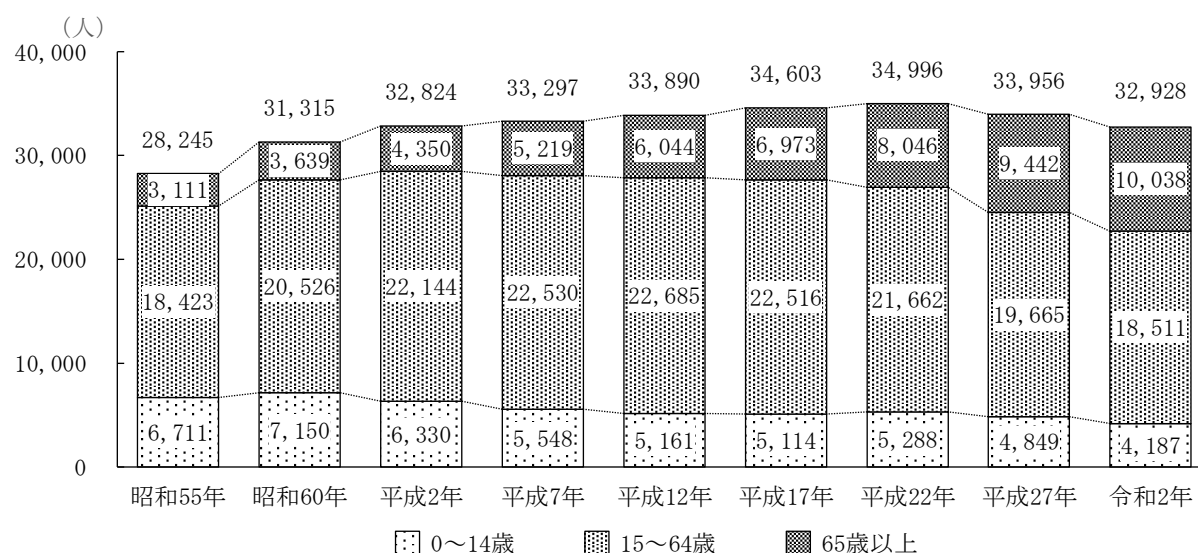
第2章 本巢市の現状と課題

1. 本巢市の現状

(1) 人口の推移

令和2年の国勢調査によると、本巢市の総人口は32,928人となっています。平成22年をピークとして減少が続いています。5年間で約1,000人（年間で約200人）のペースで減少しています（図表2-1-1(1)）。

図表2-1-1(1) 人口の推移

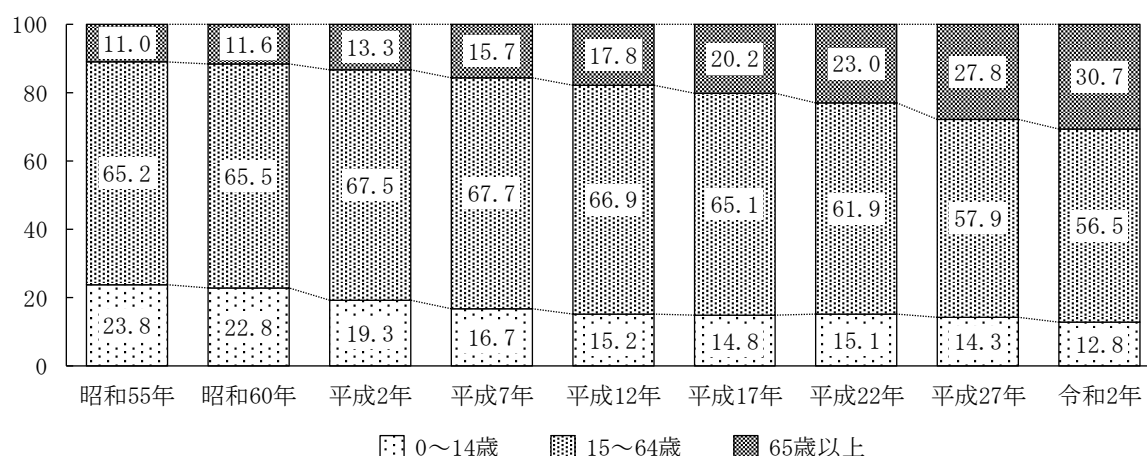


資料：国勢調査

(注) 市全体の「人口」には年齢不詳を含めているため、年齢別人口の合計値と合いません。

また、65歳以上の割合（=高齢化率）は、近年増加の一途をたどっています。人口減少および少子高齢化の影響から今後もその割合を高めていくものと考えられます（図表2-1-1(2)）。

図表2-1-1(2) 年齢構成の推移



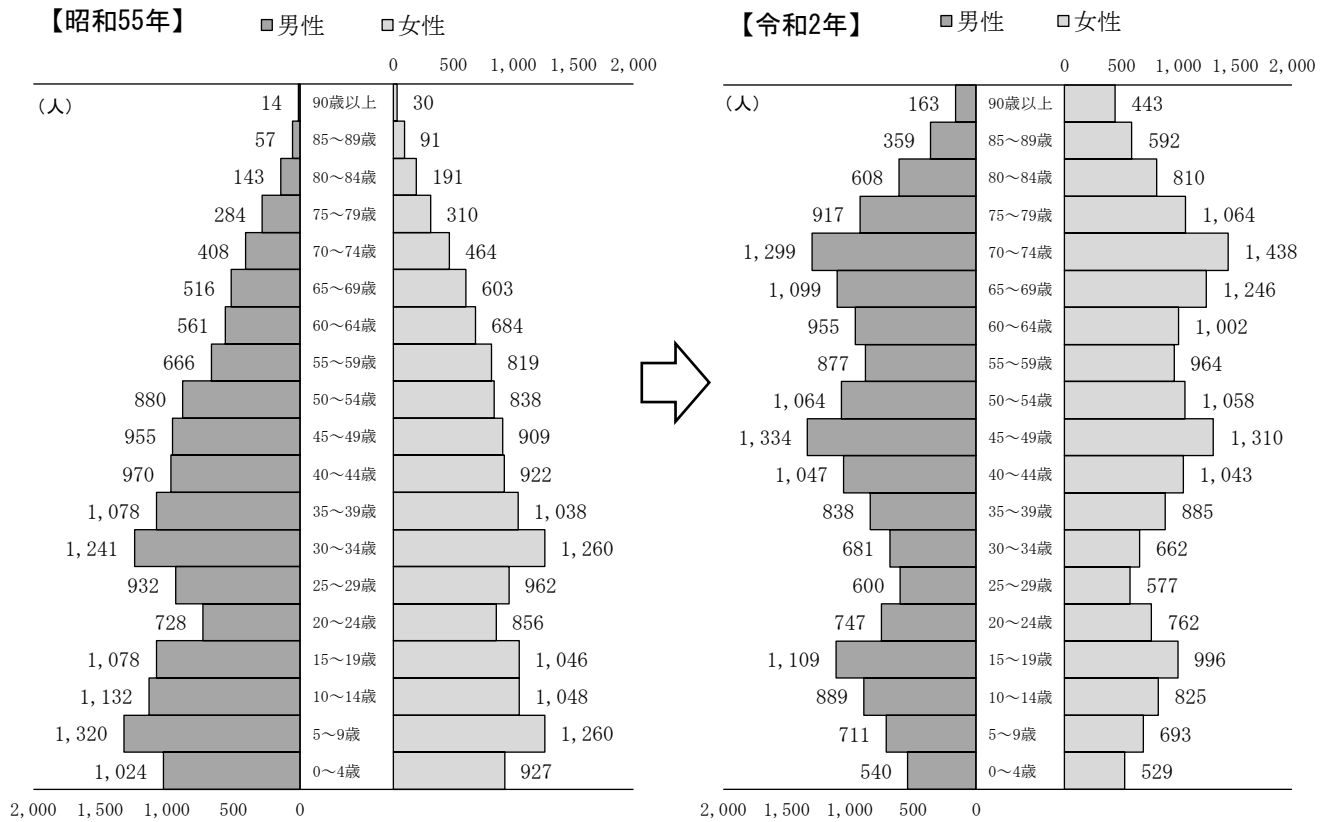
資料：国勢調査

(注) 年齢不詳を除く構成比として計上しています。

(2) 人口ピラミッド

本巢市の人口ピラミッドをみると、団塊の世代（第一次ベビーブーム）が70～74歳に、団塊ジュニア（第二次ベビーブーム）が45～49歳となるなど、本巢市全体の高齢化が進んでいます。今後さらに、団塊の世代が後期高齢者になるとともに、出生数が減少するなど、高齢化はさらに進展していくものと考えられます（図表2-1-2）。

図表2-1-2 人口ピラミッド



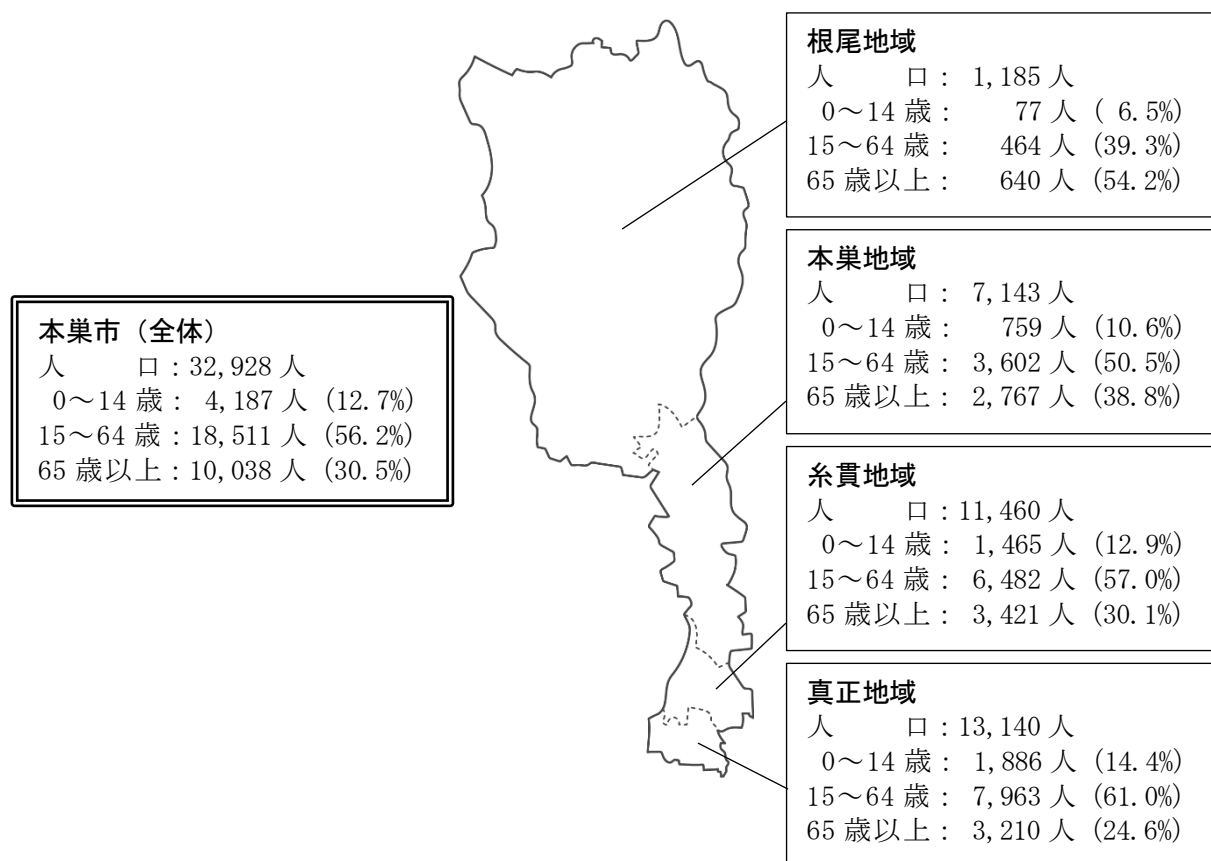
資料：国勢調査

(注) 上記人口ピラミッドにおける人口には「年齢不詳」を含めていないため、その合計数は、図表2-1-1(1)の人口数とは異なります。

(3) 地域別人口

各地域における人口と年齢別構成割合は以下のとおりとなっています（図表 2-1-3(1)）。
本巢市の 65 歳以上の人口割合（高齢化率）は 30.5%となっています。

図表 2-1-3(1) 地域別の人口と年齢別構成割合

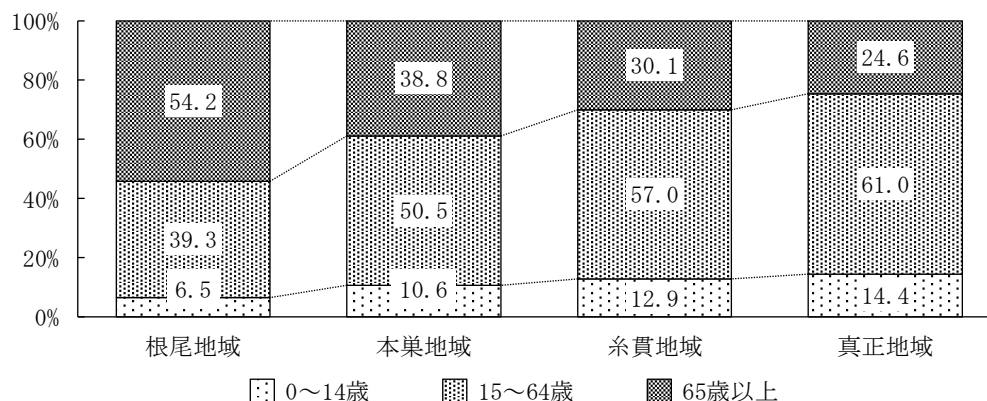


資料：国勢調査（令和 2 年）

（注）市全体および各地域の「人口」には年齢不詳を含めているため、年齢別人口の合計値と合いません。
なお、（ ）内の数値は年齢不詳を除く構成比を計上しています。

高齢化の状況を地域別の年齢構成割合で比較すると、根尾地域では、65 歳以上の人口割合（=高齢化率）が 54.2%と過半数を占めており、一方で真正地域は 24.6%となっています。本巢市の北部になるほど、高齢化率が高くなっています（図表 2-1-3(2)）。

図表 2-1-3(2) 地域別の年齢別構成割合

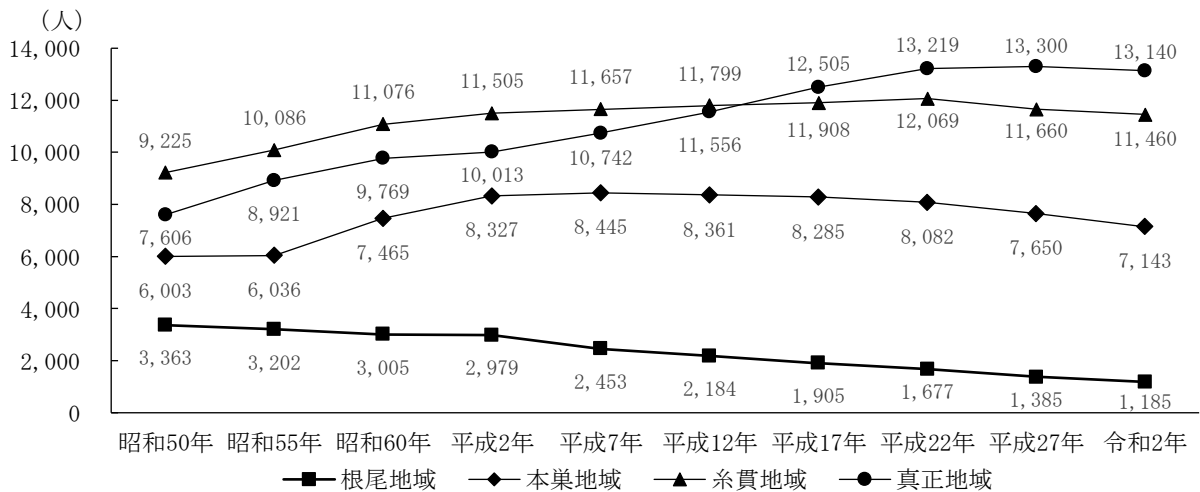


資料：国勢調査（令和 2 年）

(4) 地域別人口の推移

人口の推移を地域別にみると、令和2年の国勢調査の時点で、すべての地域で減少に転じています。根尾地域と本巢地域は以前から減少傾向が続いていましたが、糸貫地域では平成22年、真正地域では平成27年をピークとして減少に転じ、将来に向かってその傾向が続いていくものと考えられます（図表2-1-4）。

図表2-1-4 地域別の人口の推移

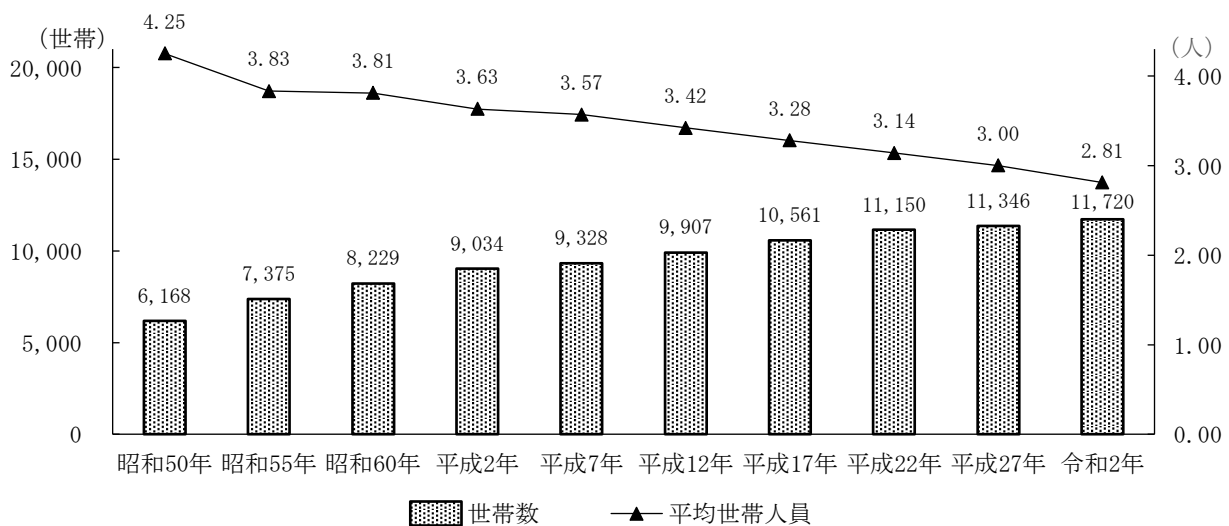


資料：国勢調査

(5) 世帯の推移

世帯数（一般世帯および施設等の世帯）と平均世帯人員（1世帯当たり人数）をみると、世帯数は年々増加し、令和2年には11,720世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少を続け、令和2年には3人を割り、2.81人となっています（図表2-1-5）。

図表2-1-5 世帯の推移



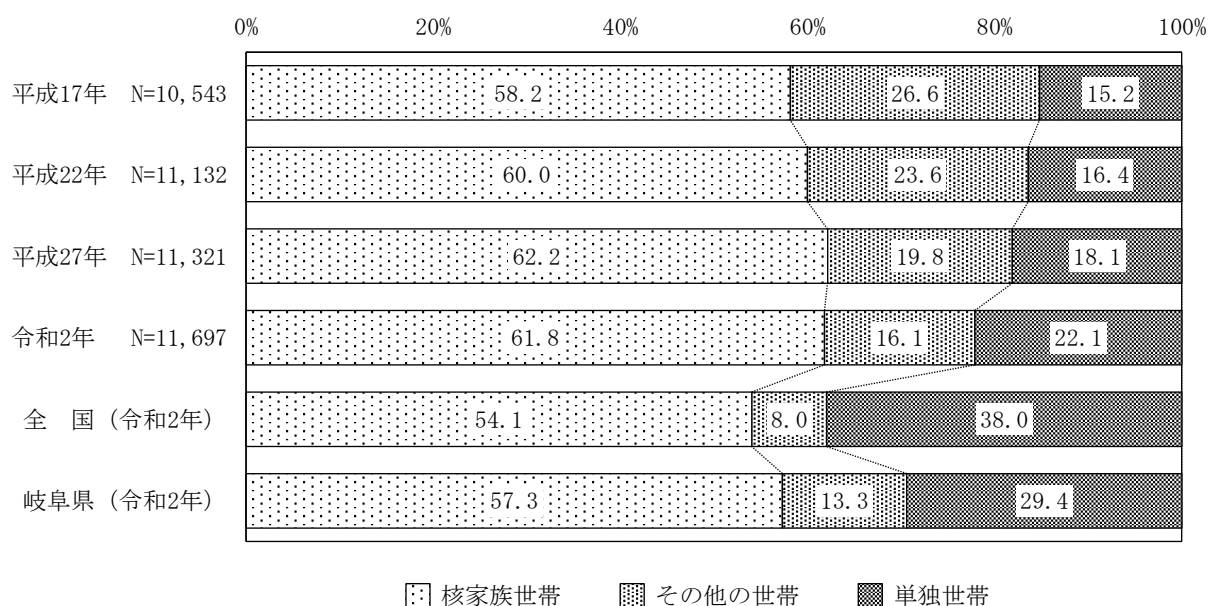
資料：国勢調査

(6) 世帯の家族類型

世帯の家族類型をみると、本巢市においては、令和2年の時点において、「核家族世帯」が61.8%、となっており、全国および岐阜県と比較して、若干割合が高くなっています。

なお、本巢市における「単独世帯」の割合は年々高くなりつつあり、令和2年の時点で22.1%まで上昇していますが、全国および岐阜県と比較すると、その割合は低くなっています（図表2-1-6）。

図表2-1-6 世帯の家族類型



資料：国勢調査

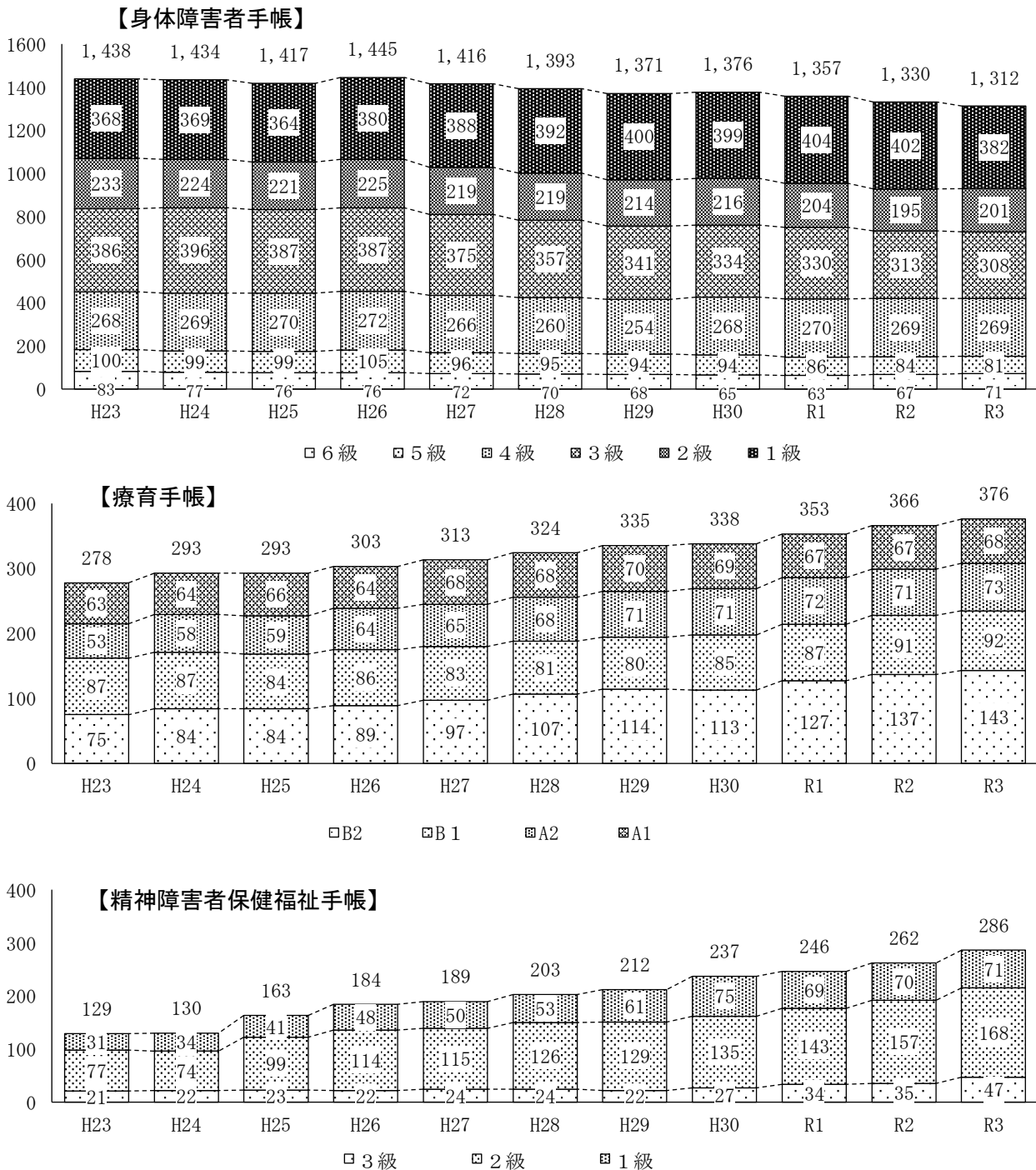
(7) 障害者手帳等の所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、徐々に減少しつつあります。

一方、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。

平成23年度から令和3年度の間、療育手帳に関しては、「B2(軽度)」が約2倍に増加しており、精神障害者保健福祉手帳に関しては、1級から3級まですべての等級において約2倍に増加しています(図表2-1-7)。

図表2-1-7 障害者手帳等の所持者数の推移



資料：福祉敬愛課調べ

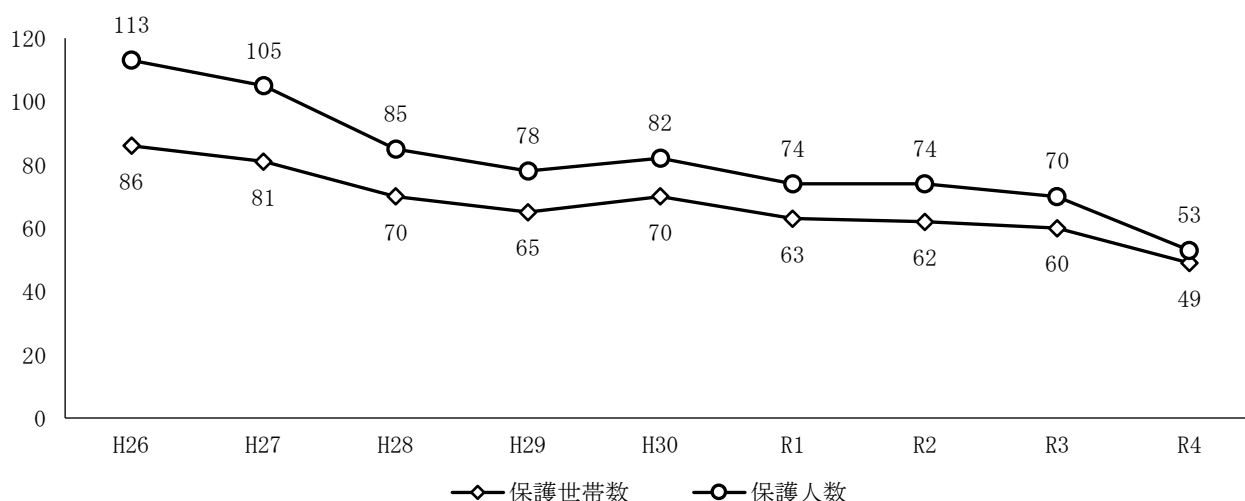
(8) 生活保護世帯数と保護人数の推移

生活保護世帯数と保護人数は、平成 26 年度と令和 4 年度を比較して保護人数が半分以下になるなど、徐々に減少しつつあります（図表 2-1-8(1)）。

一方、生活保護世帯の類型別割合の推移をみると、高齢者世帯の割合が 55.8%から 75.5%と上昇しており、生活保護世帯の 4 世帯のうち 3 世帯が高齢者世帯となっています（図表 2-1-8(2)）。

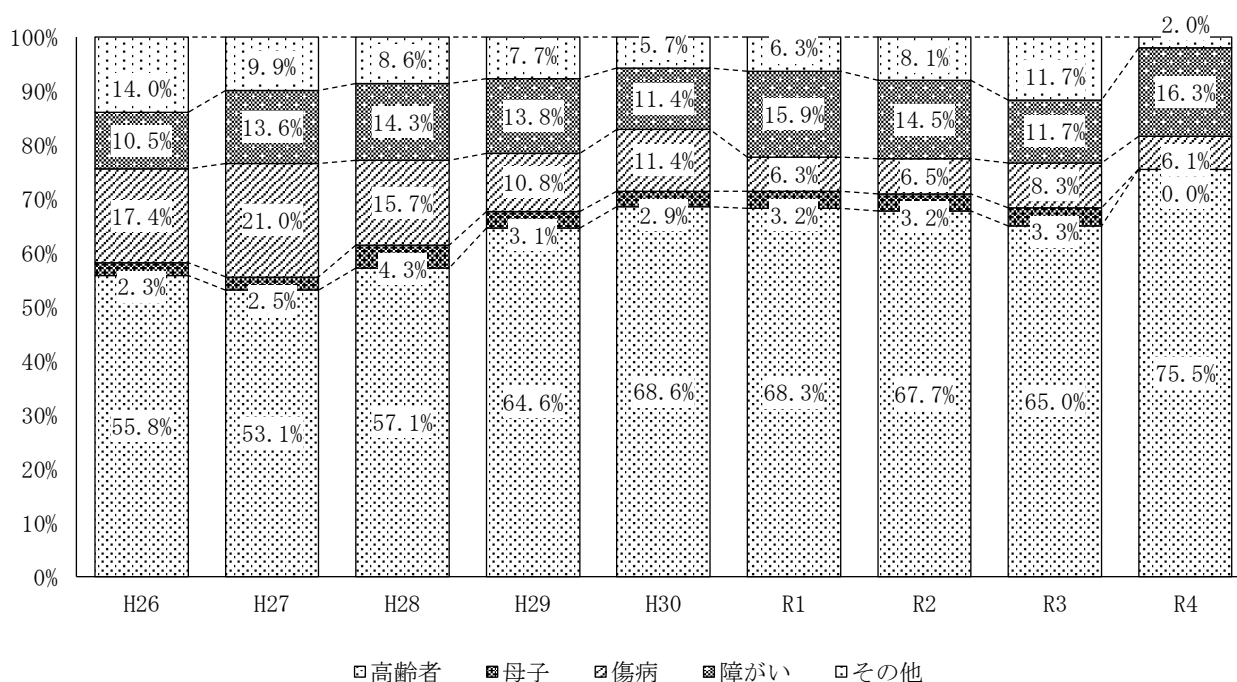
図表 2-1-8 (1) 生活保護世帯数と保護人数の推移

(世帯・人)



資料：福祉敬愛課調べ

図表 2-1-8 (2) 生活保護世帯の類型別割合の推移



資料：福祉敬愛課調べ

注) 四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合があります。

(9) 民生委員・児童委員、地域福祉協力員等

本巢市全体として、民生委員・児童委員は74名、地域福祉協力員は22名となっています。民生委員・児童委員、保護区保護司、地域福祉協力員、更生保護女性の会員数については、近年はほぼ変動はありません（図表2-1-9）。

図表2-1-9 民生委員・児童委員、地域福祉協力員等の人数

	根尾	本巢	糸貫	真正	合計
民生委員・児童委員	12	18	22	22	74
保護区保護司	1	3	2	5	11
地域福祉協力員	0	14	0	8	22
更生保護女性の会	32				

資料：福祉敬愛課調べ（令和4年12月1日現在）

2. 本美市の地域福祉に関する重点課題

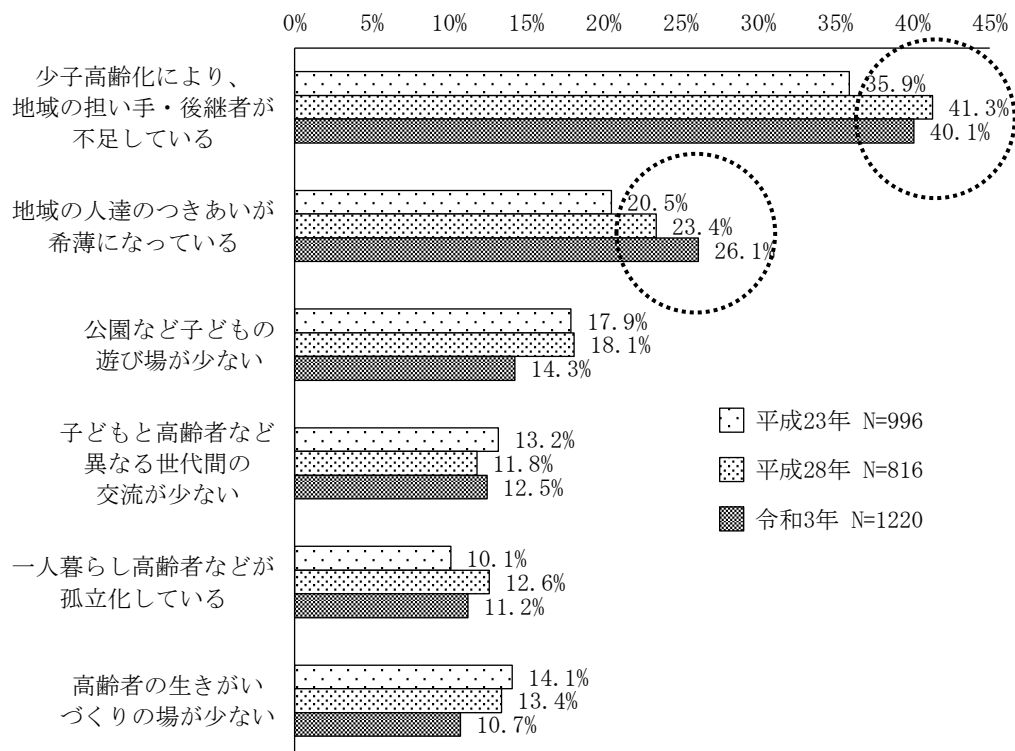
(1) 課題Ⅰ 地域の担い手不足・人付き合いの希薄化

「地域の担い手・後継者不足」が最も大きな地域課題として捉えられるとともに、地域の中で「人付き合いが希薄になりつつある」と感じている人が増加しつつあります。居住地である本美市と地域住民間での人のつながりの大切さに関心を持てるよう地域全体を誘導していく必要があります。

「あなたが住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」という設問（以下「地域福祉に関する市民アンケート調査（令和3年度）」における設問。以下同じ。）では、「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」が40.1%と最も高く、次いで「地域の人達のつきあいが希薄になっている」が26.1%となっています（図表2-2-1）。特に、「地域の人達のつきあいが希薄になっている」については、調査を実施するたびにその割合が上昇しており、地域の中における人と人とのつながりが漸減的に弱くなってきています。

なお、それ以外としては、子どもと高齢者にかかる課題が上位にあり、地域課題として大きく横たわっていることが分かります。

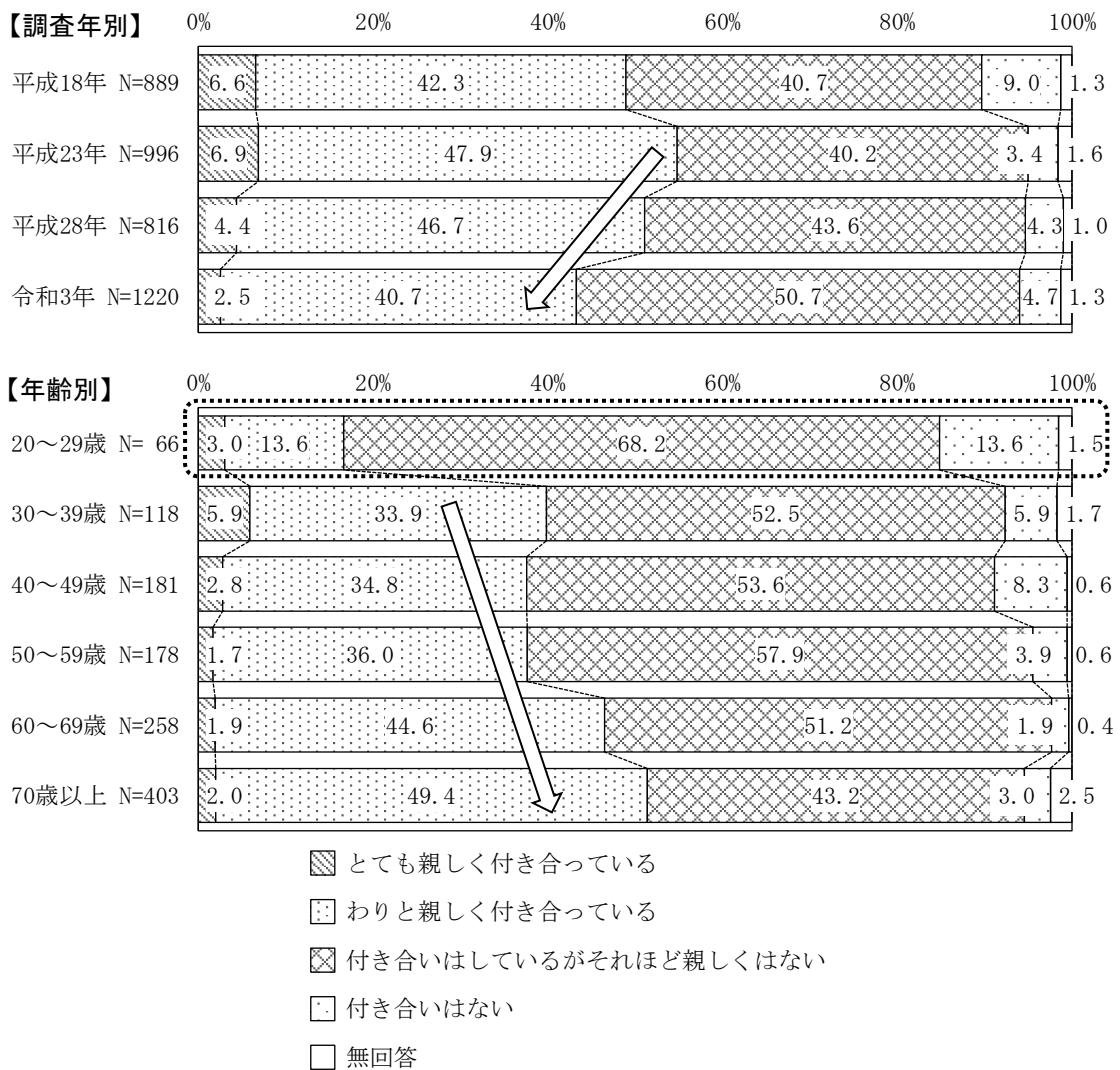
図表 2-2-1 地域の課題（上位6項目／複数回答）



「どの程度のご近所付き合いをしていますか」という設問では、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」が50.7%と最も高く、次いで「わりと親しく付き合っている」が40.7%となっており、付き合いの程度は二分しています（図表2-2-2）。

一方で、「とても親しく付き合っている」と「わりと親しく付き合っている」を合計した『親しく付き合っている』の割合は、平成23年調査時点から継続して減少しています。さらにこれを年齢別でみると、『親しく付き合っている』の割合は、年齢が高くなるに従って高くなる傾向にありますが、20歳代においては16.6%と突出して低くなっています。

図表2-2-2 近所付き合いの程度

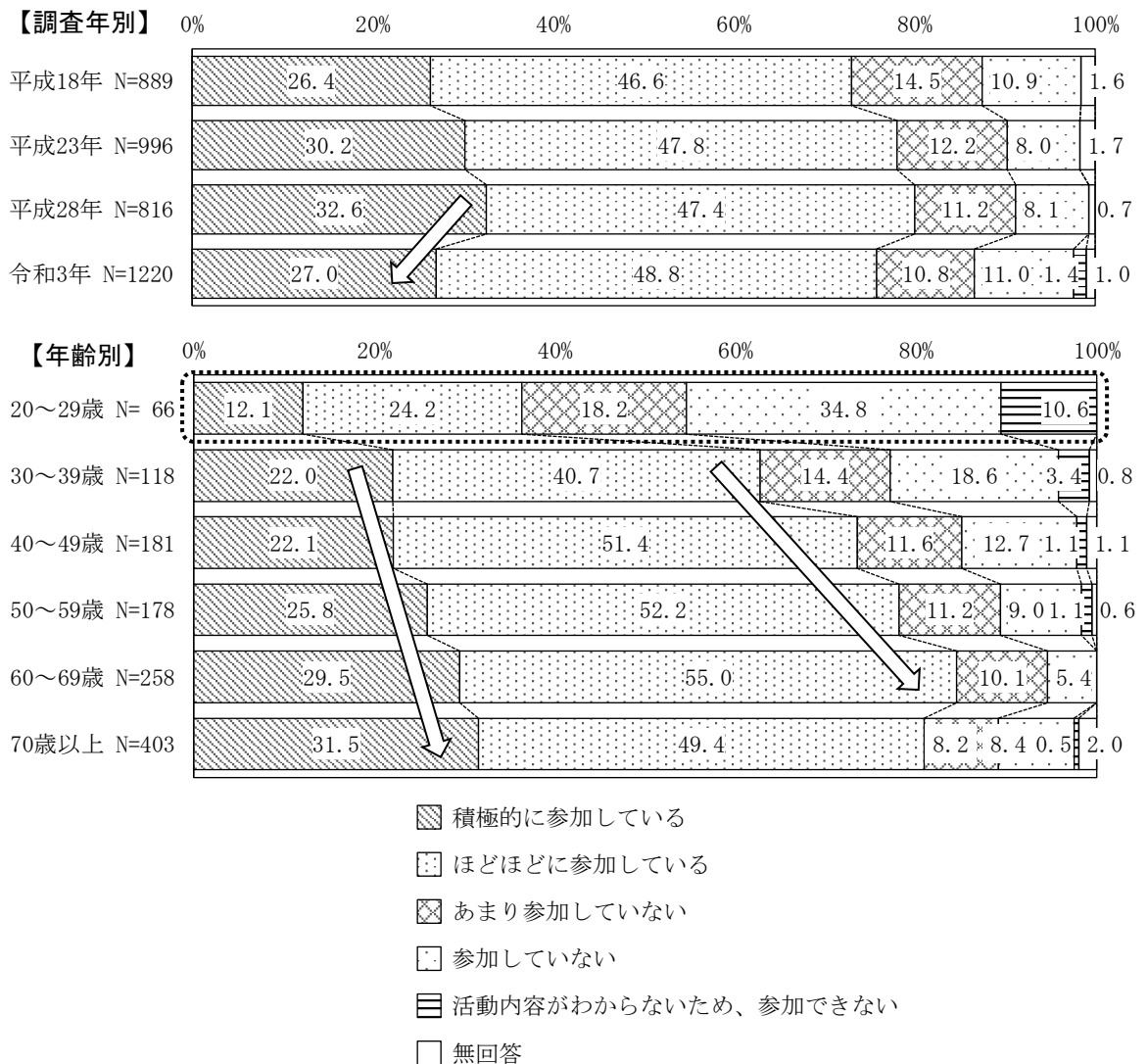


(2) 課題Ⅱ 地域活動・交流の場への参加意向の低下

地域活動や行事へ参加する人の割合は、近年低下しつつあります（特に20歳代の参加率が著しく少ない）。また、地域活動や交流の場ともなるボランティア活動についても同じ傾向が見受けられます。市民による積極的かつ能動的な参加を促していく方策の検討が必要です。

「自治会などの地域の活動や行事にどの程度参加していますか」という設問では、「ほどほどに参加している」が48.8%で最も高く、次いで「積極的に参加している」が27.0%となっています（図表2-2-3）。「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」の合計である《参加している》は、年々増加傾向にありましたが、今回の調査で75.8%と減少に転じています。特に、年齢別の20歳代で《参加している》の割合が低くなっています。

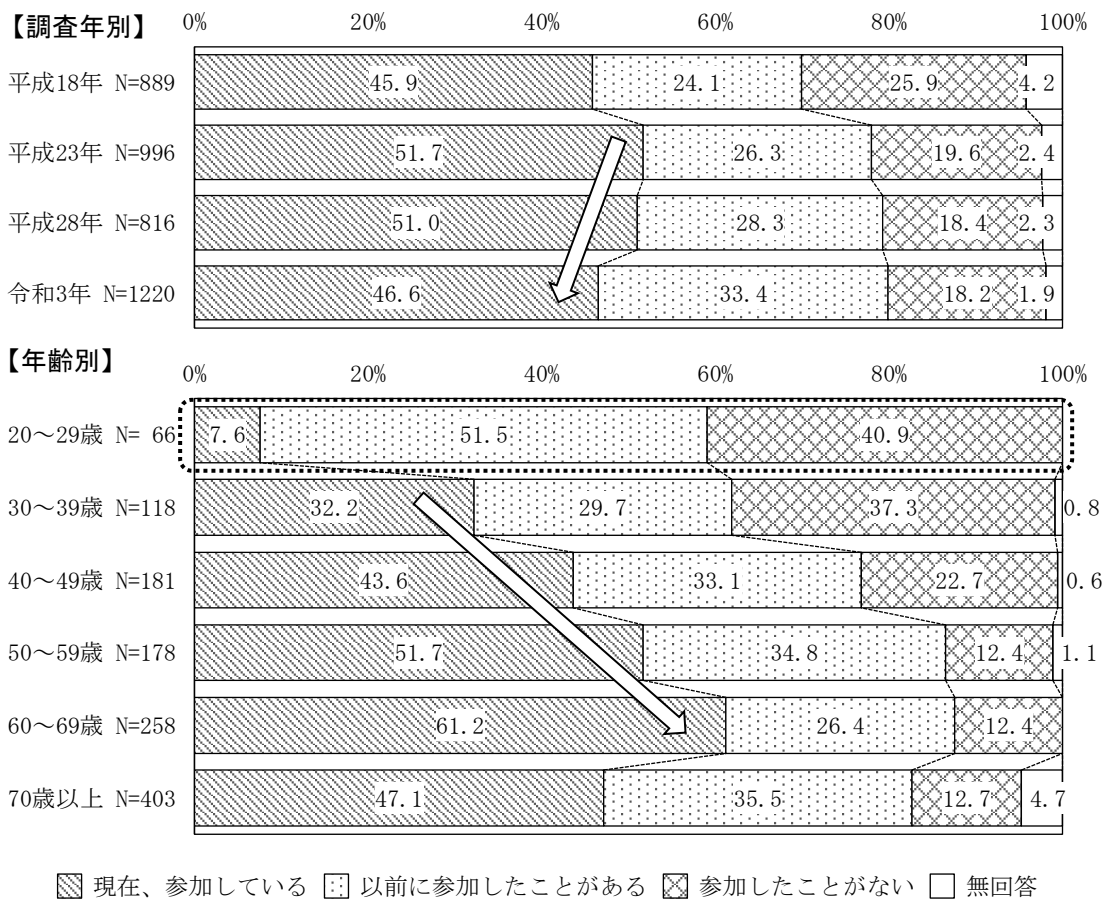
図表 2-2-3 地域活動や行事への参加の程度



「ボランティア活動（自治会が行う清掃活動やまつり・イベントの手伝いなども含みます）に参加したことがありますか」という設問では、「現在、参加している」が46.6%を占めており、「現在、参加している」と「以前に参加したことがある」の合計である《参加》は、過去の調査より高い80.0%となっています（図表2-2-4）。しかし、「現在、参加している」の割合は今回の調査で減少に転じています。

年齢別にみると、「参加したことがない」は20歳代、30歳代が高く、「現在、参加している」は20歳代が極端に低くなっています。

図表2-2-4 ボランティア活動への参加状況



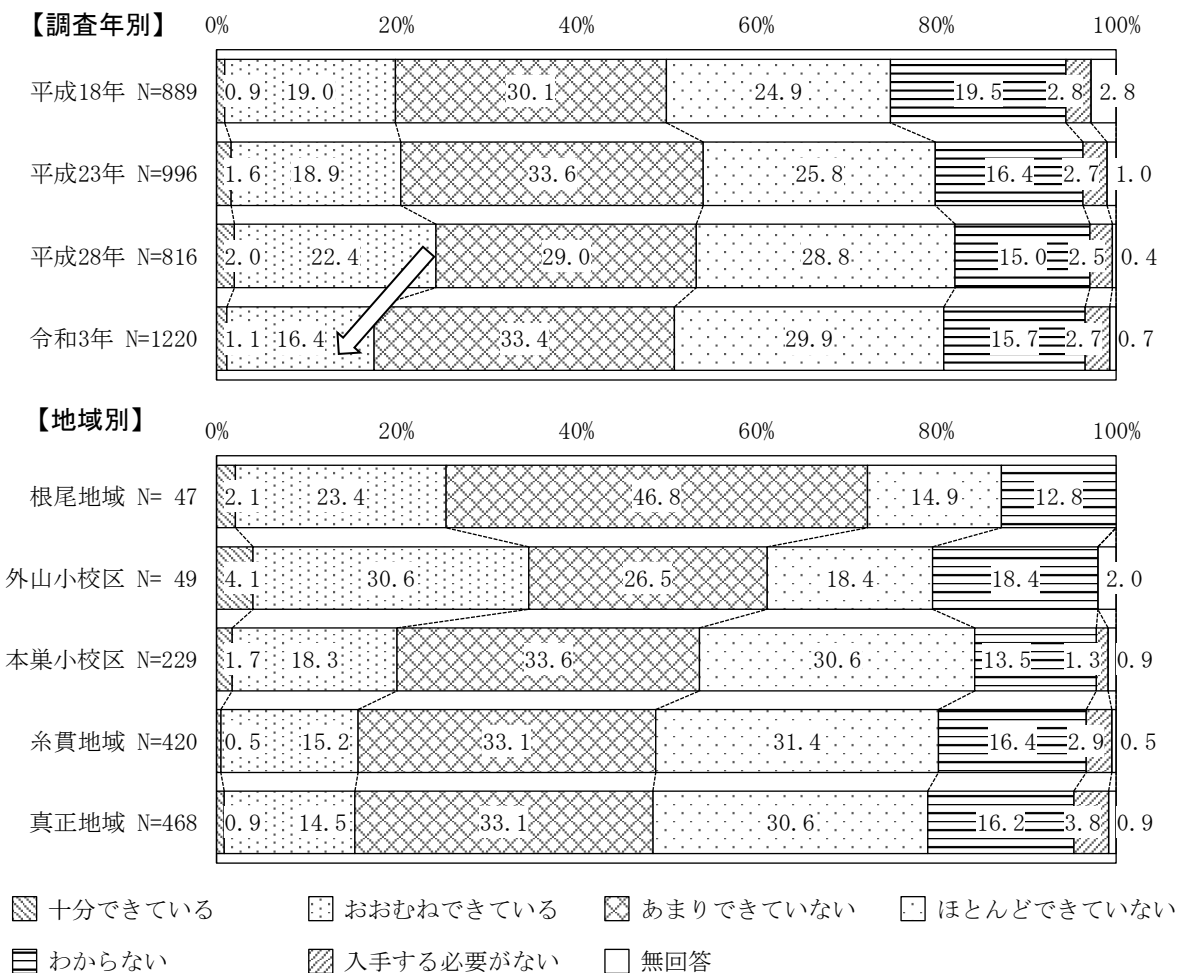
(3) 課題Ⅲ すべての市民に届く情報提供の形の検討

福祉サービスに関する情報を、「できている」(「十分できている」と「おおむねできている」の合計)の割合は、近年低下しつつあります。福祉の面で困っている市民が、本巢市内で提供されている福祉サービスの内容を把握し活用できるようにするため、既存の広報媒体を活用しながら継続して情報提供をしていくとともに、より活用しやすい情報提供のあり方を検討していく必要があります。

「必要な福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると思いますか」という設問では、「あまりできていない」が33.4%と最も高く、次いで「ほとんどできていない」が29.9%となっており、これらを合計した《できていない》が63.3%を占めています(図表2-2-5)。「十分できている」と「おおむねできている」を合計した《できている》も年々徐々に上昇してきてはいたものの、今回の調査において減少に転じています。

また、根尾地域や外山小校区等、本巢市の北部においては《できている》の割合が高くなっています。

図表 2-2-5 福祉サービスに関する情報の入手

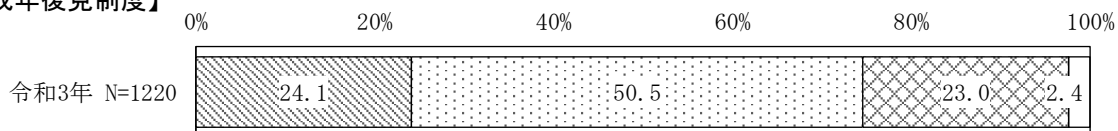


「成年後見制度を知っていますか」という設問では、「聞いたことはあるが内容まではよくわからない」が50.5%と過半を占め、「内容も含め知っている」が24.1%となっています。

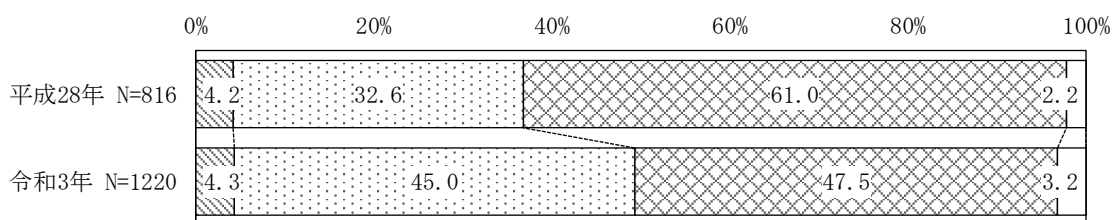
生活困窮者自立支援制度を「内容も含めて知っている」と答えたのは4.3%にすぎません。「知らなかった」が47.5%、「聞いたことはあるが内容まではよくわからない」が45.0%でした。前回調査時点よりも知名度は上がっています（図表2-2-6）。

図表 2-2-6 制度の知名度

【成年後見制度】



【生活困窮者自立支援制度】



内容も含め知っている

 聞いたことはあるが内容まではよくわからない

 知らなかった

 無回答

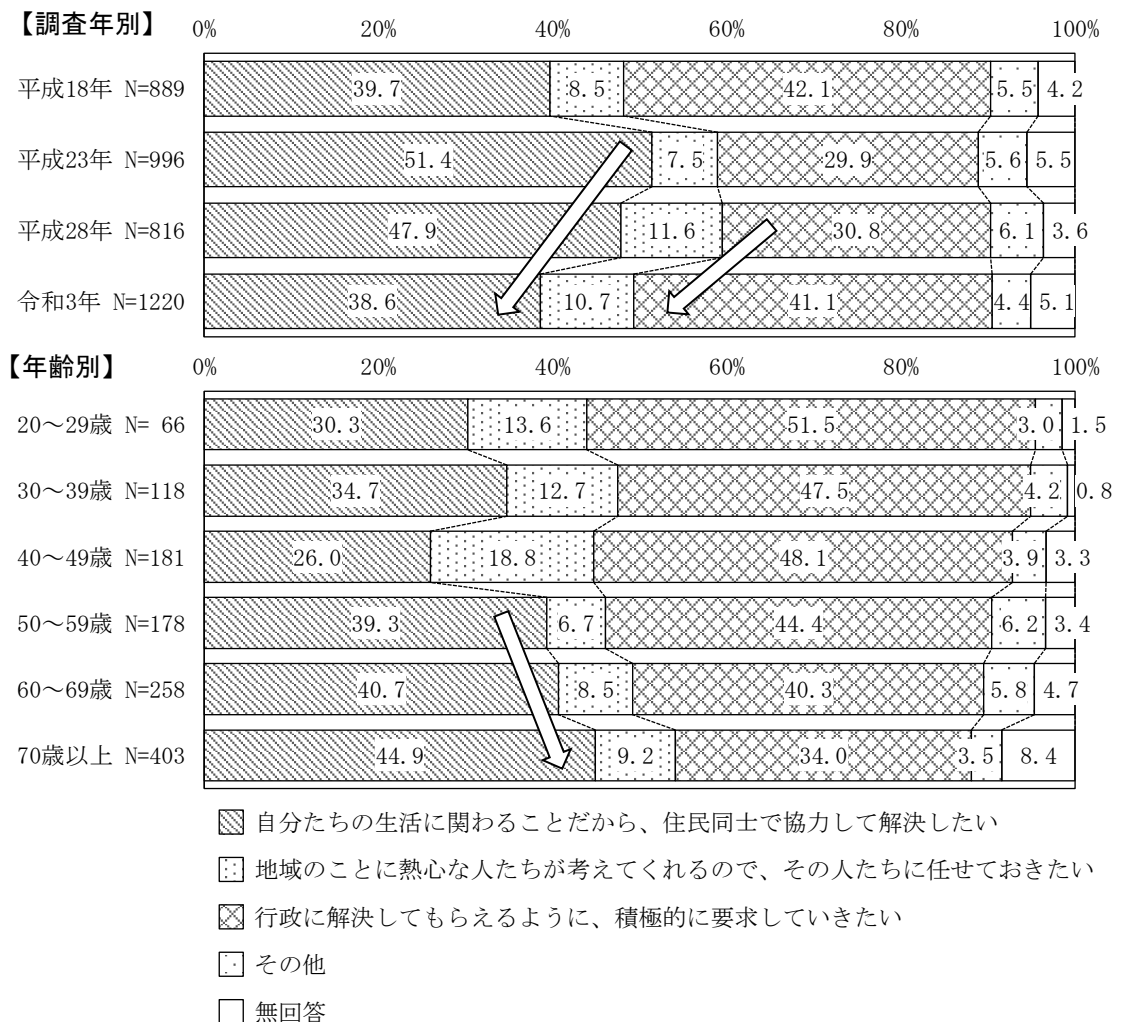
(4) 課題Ⅳ 地域を協働して支えるという市民意識の醸成

地域課題を、「住民同士で協力して解決したい」と考える市民が減少し続けている一方で、「行政に解決してもらいたい」と考える市民が近年増加しています（特に若い人の割合が高い）。地域共生社会に必要な支え合いの市民意識をこれまで以上に醸成していく必要があります。

前回調査（平成 28 年）と比較して、「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で協力して解決したい」が 47.9%から 38.6%に減少し、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が 30.8%から 41.1%に増加しており、地域住民の意向として行政に頼りたいという思いが強くなりつつあるのではないかと考えられます（図表 2-2-7）。

また一方で、年齢別でみると、「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で協力して解決したい」については、高年齢になるにつれて割合が増加していますが、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」は減少しています。地域の問題は地域住民の手で解決していきたいと思う人の割合が、年齢とともに増加していくのではないかと考えられます。

図表 2-2-7 地域課題の解決方法

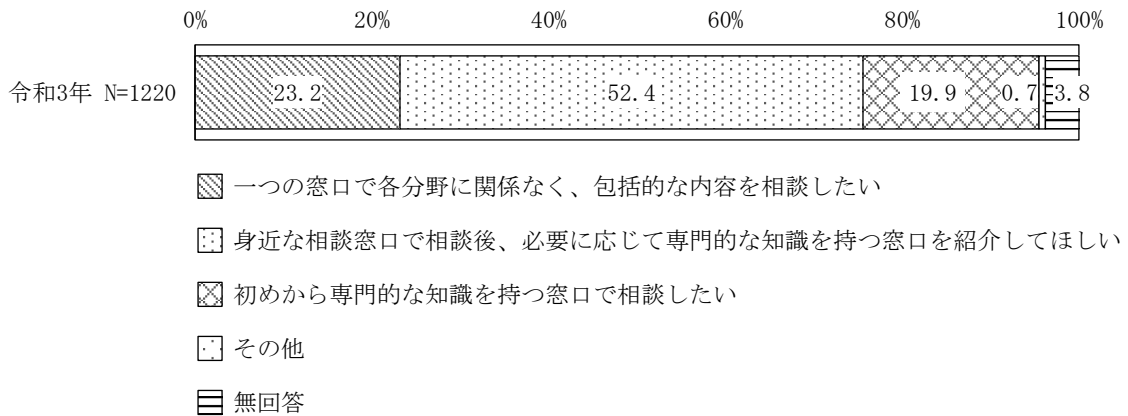


(5) 課題V 市民が安心して利用できる相談窓口のあり方の検討

ワンストップ型の相談窓口ではなく、「身近な相談窓口で相談後、専門の窓口を紹介してほしい」と考える市民が過半数を占めています。重層的支援体制整備事業の実施に向けては、既存の相談支援体制を生かしつつも、市民の声に耳を傾け、実情をさらに把握し、本巢市にマッチした形を模索・検討していく必要があります。

「重層的支援体制整備事業（高齢、障がい、子ども、生活困窮等の分野を超えた包括的な相談窓口）を推進することとされていますが、本巢市における相談体制としてどのような形がよいと思いますか」という設問に対しては、「一つの窓口で各分野に関係なく、包括的な内容を相談したい」が23.2%である一方で、「身近な相談窓口で相談後、必要に応じて専門的な知識を持つ窓口を紹介してほしい」が52.4%と過半数を占めています（図表2-2-8）。

図表 2-2-8 重層的支援体制整備事業による相談体制の形



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

《基本理念》
“ふれあい、つながり、支え合う
安心とやさしさに包まれたまち もとす”

本巢市においては、昭和55年に3,111人であった65歳以上の人口が、令和2年には約3倍の10,038人にまで増加しています。一方で、15歳未満(0～14歳)の人口は6,711人(昭和55年)から4,187人(令和2年)まで減少し少子高齢化が著しく進行しています(P11～P12、図表2-1-1(1)、図表2-1-1(2)、図表2-1-2参照)。これにより、地域を「支える側」と「支えられる側」とのバランスが不均衡になり、老老介護、見守り体制の脆弱化、さらに地域福祉の担い手不足といった課題にもつながっています。

また、平均世帯人員(1世帯当たり人数)も減少を続け、“家族の中での支え合い”の力が低下しています(P14図表2-1-5参照)。一方で、世帯数は増加し続けていますが、社会環境の変化に伴い、地域をつなぐの希薄化から、“地域社会の中での支え合い”の力も低下しています。

このように、少子高齢化や社会環境の変化に起因する支え合いの力の低下や地域をつなぐの希薄化が進んでいる社会においては、すべての地域住民が安心して暮らしていくために、地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手となって主体的に活動する社会をつくりあげていくことが必要となります。

第3期本巢市地域福祉計画においては、「家族と地域を見つめ直し、みんながつながり支え合う、安心のあるやさしさに包まれたまちづくりを目指します」という考え方のもと「ふれあい、つながり、支え合う安心とやさしさに包まれたまち もとす」を基本理念として掲げ、様々な地域福祉にかかる施策を講じてきました。

第4期本巢市地域福祉計画・地域福祉活動計画においても、地域住民、行政、関係団体等すべての主体が、なお一層この基本理念を意識・共有・実行していくために、第3期における《基本理念》を継承していくこととします。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、以下の3つの基本目標を設定しました。この基本目標に沿って、各種事業を実行していきます。

基本目標①

〈ふれあい〉と〈つながり〉の
機会をつくります

地域住民が本巢市に愛着を感じながら、日々の生活を豊かに暮らしていくためには、「みなで支え合う」という心を育み共有していくことが大切です。そのため、地域共生社会*の理念をベースとしつつ、福祉に対する心の育成、あいさつ運動や声かけ等を通じたつながりづくり、世代を超えた交流活動の活性化を進めていきます。

基本目標②

〈支え合い〉の仕組みをつくります

地域福祉にかかる活動には、地域住民、福祉関係者、行政、教育機関、企業、ボランティア等、様々な主体が参画し、協働しながら社会全体を支えていくことが必要です。しかし、少子高齢化を主たる要因として「支え手」が減少しています。さらに、ボランティアについても参加したいという意向を持ちながらも、もう一步を踏み出せていない人が多いのが現状です。そのため、地域福祉やボランティアに関係する様々な情報を地域内で展開・共有していくことを通じて、すべての主体が地域福祉活動に主体的に参加できるような環境を整えていきます。

基本目標③

〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉
をつくります

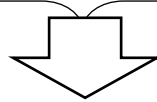
地域住民一人ひとりが健康で豊かに暮らしていけるよう、高齢者、障がい者、子育て世帯等の別なく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、生活困窮者対策、ひきこもり対策、災害時対策といった時世の課題にも適切に対応していきます。

※制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

3. 施策の体系

〈重点課題〉

課題Ⅰ	地域の担い手不足・人付き合いの希薄化
課題Ⅱ	地域活動・交流の場への参加意向の低下
課題Ⅲ	すべての市民に届く情報提供の形の検討
課題Ⅳ	地域を協働して支えるという市民意識の醸成
課題Ⅴ	市民が安心して利用できる相談窓口のあり方の検討



〈施策体系〉

基本理念	ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす
------	-----------------------------------

基本目標	施策の方向
① 〈ふれあい〉と〈つながり〉の機会をつくりま す	1. 地域で支え合う意識の醸成 (1) 地域福祉にかかる意識の啓発 (2) 人権尊重に対する理解の促進
	2. 福祉の心を育む基盤づくり (1) 福祉教育等の充実 (2) 企業の社会貢献についての理解促進 (3) 地域での声かけ、あいさつ運動の推進
	3. 世代を超えた交流の場づくり (1) 地域の行事等を通じた交流 (2) 学校や福祉施設を拠点とした交流の推進 (3) サロン活動や通いの場を通じた交流 (4) 自治会等地域組織への働きかけ
	4. 地域に届く情報発信 (1) わかりやすい福祉情報の充実 (2) 地域のネットワークを介した情報提供

<p>② 〈支え合い〉の仕組みをつくりま</p>	<p>1. 地域での支え合いに向けた人材育成</p> <p>(1) ボランティア情報の提供</p> <p>(2) ボランティア活動の創出</p> <p>(3) 地域住民のニーズに応じたサービスの展開</p> <p>(4) 総合事業における住民主体の取組</p>
	<p>2. 高齢者や障がいのある人が活躍できる環境づくり</p> <p>(1) 障がいのある人の働く場づくり</p> <p>(2) 障害者就労施設等からの物品等の優先調達</p> <p>(3) 地域行事・活動における高齢者や障がいのある人の能力活用</p>
	<p>3. 地域福祉推進団体を支える体制づくり</p> <p>(1) 民生委員・児童委員との連携</p> <p>(2) 地域の各種団体等への支援</p> <p>(3) 老人クラブ活動への支援</p>
	<p>4. 気軽に利用できる相談体制の仕組みづくり</p> <p>(1) 相談窓口の周知と機能の充実</p> <p>(2) 重層的支援体制整備事業（包括的窓口）の実施</p>
	<p>5. 社会参加を支える移動手段の基盤づくり</p> <p>(1) 有効な移動支援の検討</p> <p>(2) ボランティア等による移動手段の確保</p> <p>(3) 公共交通機関における利便性の確保</p>
<p>③ 〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉をつくりま</p>	<p>1. 高齢者や障がいのある人をやさしく見守る体制づくり</p> <p>(1) 福祉サービスの充実・推進</p> <p>(2) 地域住民による見守り活動等の促進</p> <p>(3) 成年後見制度の推進と普及啓発</p> <p>(4) 認知症サポーターの養成と活躍の場の創出</p> <p>(5) ひきこもりにかかる現状把握と実態に即した対策の検討</p> <p>(6) ヤングケアラー問題への対応</p>
	<p>2. 生活に困窮している人をやさしく見守る体制づくり</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業の充実</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援にかかる連携</p>
	<p>3. 災害時における支援体制づくり</p> <p>(1) 防災に対する啓発と備え</p> <p>(2) 防疫への備え</p>

第4章 基本計画

基本目標 1

〈ふれあい〉と〈つながり〉の機会をつくります

【目指す姿】

地域住民がお互いに思いやる心を持ち、さまざまな場面で交流し、積極的に参加できるまちを目指します。

【目標指標】

目標指標	現状値	目標値
	令和3年度	令和8年度
サロン活動・集いの場の開催回数	233回	280回
福祉サービス情報の入手について、「十分できている」と「おおむねできている」の合計の割合（市民アンケート調査）	17.5%	18.0%

施策の方向 1 地域で支え合う意識の醸成

【現状と課題】

地域住民が地域の中で安心して豊かに暮らしていくためには、お互いに思いやり、地域住民同士があらゆる場面で支え合い、助け合っていくことが必要となります。そのためには、子どもから高齢者まですべての本巣市民が、〈ふれあい〉そして〈つながる〉ことが重要となります。

市においては、市の「広報もとす」や、社会福祉協議会による広報紙「なごみ」（以下「社協だより」という。）等の広報紙に加え、ホームページ、地域内の回覧板、メディア等を通じて、地域福祉に対する理解を深めていくような情報を提供してきています。

一方で、アンケート調査では、「住んでいる地域で、問題や困りごとが生じた場合、どのような方法で解決するのがよいと思うか」という設問に対して、「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で協力して解決したい」の割合が平成23年の時点では51.4%でしたが、平成28年では47.9%、令和3年では38.6%と低下の一途をたどっています。こうした結果から、多くの地域住民がお互いに助け合いたいという意識を持ちつつもそれが薄らぎつつあることがうかがえます。

地域福祉にかかる意識を醸成していくためには、広報紙やホームページに加え、若者が得意とするSNS等の活用、福祉教育の推進、さらに地域住民が〈ふれあい〉〈つながる〉ことができる機会やフィールドをさらに拡充・充実させていく必要があります。

（１）地域福祉にかかる意識の啓発

地域住民のニーズや地域に存する様々な課題が複雑化・多様化していく中で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）を実現していく必要があります。

本巢市の取組

- 地域をともに支え合う地域共生社会の考え方については、市ホームページへの掲載、各地域で開催されている「ふれあいいきいきサロン」等の通いの場での啓発、学校における福祉教育での学び等を通じて広く周知していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 本巢市社会福祉協議会ホームページにおいて、社会福祉協議会が目指す地域のあり方として地域共生社会の概念を掲載するとともに、地域共生社会の実現を目指して取り組んでいる社会福祉協議会事業について、年４回発行する社協だよりや、SNS等において、より地域住民に分かりやすい形で提供していきます。

（２）人権尊重に対する理解の促進

人権は誰もが生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的権利であり、自分の権利だけではなく、他の人の権利をも尊重する必要があります。

本巢市の取組

- 人権尊重に対する考え方を、各種広報媒体等を通じて普及・啓発していくとともに、令和５年度改訂予定の「本巢市人権施策推進指針（第３次改訂）」において、近年大きな課題となりつつあるヤングケアラー対策等を盛り込み、新たな課題に対しても機動的・弾力的に対応していきます。

施策の方向2 福祉の心を育む基盤づくり

【現状と課題】

地域住民が地域の中で支えあい助け合っていくことが重要ですが、そのような土壌を整えていくために、子どもから大人まであらゆる場面において、福祉の心を育む取組が必要となります。

福祉に関する体験学習や生涯学習等を通じて、地域福祉の必要性・重要性を学び、一人ひとりの市民が思いやりのある心を育み、自らが、そして力を合わせて地域のためにできることを考え、次の活動につなげていくことが大切です。

(1) 福祉教育等の充実

福祉の心を育てていくためには、子どもたちに学習や体験を通じた学びの機会を積極的に提供していくことが求められます。

本巢市の取組

- 各学校において、総合的な学習の時間や道徳の時間に、社会福祉協議会、社会福祉施設等との連携を図り、介護等の体験活動を通して交流し、児童生徒の福祉の心を育てていきます。
- 生涯学習において、福祉に関する講座の充実を図ります。また、学校卒業後もボランティア活動が続けられる環境を整え、次代の地域における福祉活動のリーダーを育成します。
- 本巢市青少年育成市民会議におけるラジオ体操やクリーン活動などの地域活動を青少年が主体的に活動する場として位置づけます。
- 今後発生が予想される災害に対しての減災・防災の知識を深め、地域の減災・防災のリーダーとなりうる「本巢市ジュニア防災リーダー養成講座」を実施していきます。
- 地域活動が行われるように補助金の提示等必要な支援を行っていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市内の幼稚園、小中・義務教育学校、高校、支援学校を福祉協力校として指定し、福祉を理解するための講演会や地域社会づくりのための美化活動や環境整備活動等に対し助成を行う等、福祉教育を推進します。また、高齢者疑似体験セットや車いすを小中・義務教育学校に貸出し、各学校での福祉体験活動を行うとともに、高齢者等へのメッセージカードの作成を行っていきます。

- 学校への福祉教育、ボランティアスクールの実施によりボランティアへの関心を深める取組を行っていきます。
- 出前講座や福祉座談会を開催する等、意識を高める取組を進めていきます。

(2) 企業の社会貢献についての理解促進

福祉の重要性を地域で根付かせていくためには、地域住民や行政のみならず、地域で活動している企業も一体となった取組を通じて、相互理解を深めていくことが必要です。

本巣市の取組

- 商工会等関係機関と協力して、子育て支援、障がいのある人の就労支援や合理的配慮、バリアフリー化の推進等、企業の社会貢献についての理解促進を図ります。
- 障がい者の就労支援全般を取り扱っている「岐阜県障がい者総合就労支援センター」の周知を図るため、パンフレットをカウンターに設置して企業へ案内していきます。また、障がい者雇用促進のため、岐阜圏域障がい者総合支援推進会議や就労・雇用支援部会に参加し、協議をしていきます。

本巣市社会福祉協議会の取組

- 生活困窮者の就労支援を目的とした就労準備支援事業のチラシを企業に配布したり、食糧支援への協力を案内することで、協力企業を募ります。また、企業に対し、社会福祉協議会事業の周知を行い、企業の社会貢献として、一緒に活動ができる場を整えます。

(3) 地域での声かけ、あいさつ運動の推進

人と人とのつながりの基本はあいさつにあります。また人と交流するきっかけともなります。地域の中で日常的にあいさつが交わされるよう、気運を高め、地域の中で定着させていくことが必要です。

本巣市の取組

- 地域で支え合う気持ちは、地域住民が地域に関心を持ち、地域の人を知ることによって生まれます。まずはあいさつを交わし、お互いの顔をおぼえ、顔見知りになるようあいさつ運動を進めます。
- 普段のあいさつはもちろん、通学路パトロールや交通安全指導、地域住民と学校との交流等を通して地域の子どもを知り、子どもへの声かけを進めます。
- 民生委員・児童委員、青少年育成推進員、交通指導員の方々により、朝夕の見守りを継続して実施します。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 地域全体でのあいさつ運動の推進について様々な場を通じて、周知していきます。
- 高齢者にも声をかけ、地域で互いにあいさつし、声かけ運動ができるようにしていきます。

施策の方向3 世代を超えた交流の場づくり

【現状と課題】

地域における人と人とのつながりが希薄化していく中で、多くの市民が生きがいをもって交流できる場を設けることは重要です。

アンケート調査では、「自治会などの地域の活動や行事にどの程度参加していますか」という設問に対して、「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」の合計である《参加している》は、年々増加傾向にありましたが、今回の調査で75.8%と減少に転じています。特に、年齢別の20歳代で《参加している》の割合が特に低くなっています。こうした結果から、近年、多くの地域住民の間でのつながりの希薄化が進みつつあることがうかがえます。

近所付き合いの中で、地域住民同士顔が見える関係を築き、その関係が地域の力となり、地域に存する様々な問題の解決の糸口にしていくことが求められます。

(1) 地域の行事等を通じた交流

地域に根差した福祉を体感として理解していくためには、地域における行事等、様々な活動を通じて、福祉に対する意識を向上させていくことが大切です。

本巢市の取組

- 地域住民と一緒に活動に関わることにより人と人とのつながりをつくるため、子ども会活動等を通じた三世代交流を進めたり、子どもたちが高齢者から学んだり、高齢者をもてなしたりする等の活動を行っていきます。また、本巢市青少年育成市民会議では、各公民館を事務局として、地域の青少年と大人が交流し、地域づくりを推進する地域づくり事業を実施し、世代間の交流を図っていきます。
- 夏休みのラジオ体操を、地域住民が自然に集う場として位置づけ、地域の実情を考慮しながら、コロナ禍での行動制限に配慮しつつ、できるだけ多くの人に参加できるような方法で実施していきます。また、学校の協力のもと小中・義務教育学校児童生徒の参加を促進し、地域により豊かなつながりを創り出します。
- 地域で文化財を守る保存団体に補助金を交付し、伝承に努めます。また、転入してきた人々が行事等に参加することにより地域での交流ができるよう各伝統行事のPRに努めます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市と連携して、各方面へ声かけし、一緒に活動に参加していくように働きかけます。また、ふれあい・いきいきサロンやカフェ等の場、あるいは福祉協力校事業の中で、三世代交流ができる取組を検討・実施し、さらに活動内容を紹介する等、世代間交流の場を

拡げていきます。

- 三世代交流に活用できるレクリエーション用具等の貸出を実施します。

(2) 学校や福祉施設を拠点とした交流の推進

学校や福祉施設は、子どもや高齢者等が集う場であり、また地域に開かれた場でもあるため、地域との交流や世代間交流を推進できる拠点として機能させることが有効です。

本巢市の取組

- 学校は、運動会等の教育活動を通じて、地域住民と密接なつながりを持っており、学校を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、地域の学校の特性に応じた活動が展開できるよう、学校、地域に働きかけていきます。
- 学校の放課後に地域住民との交流活動の機会を持ち、子どもの心豊かで健やかに育む環境づくりを行う目的で、軽スポーツやゲーム等を行う放課後子ども教室を市内全小・義務教育学校で実施していきます。
- 福祉施設を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、各施設の特徴を活かした交流活動を支援するとともに、学校に協力を求め、子どもたちが福祉・介護の魅力や意義を正しく理解できるよう、介護の現場における体験や高齢者との交流機会を設けていきます。
- どの小中・義務教育学校でも地域の福祉施設と交流し、共生社会で生きるための経験を積み、助け合いながら生活する楽しさを学んでいきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 福祉協力校と連携し、学校でのふれあい・いきいきサロンやカフェの開催、地域の子どもの参加方法等を検討、実施することで、世代を超えた交流を推進していきます。
- 市内の介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所と協力し、園児・児童・生徒との交流を積極的に行えるよう働きかけていきます。

(3) サロン活動や通いの場を通じた交流

身近な場所で、気心知れた仲間と一緒に様々な活動を通じてつながり合うことは、健康で心豊かな生活を送るためのベースになるものであり、サロン等の活動や、通いの場をできるだけ多く地域の中で展開させていくことが重要です。

本巢市の取組

- ふれあい・いきいきサロンや介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業における「通いの場」等、地域住民が主体的に行う活動が、より多くの地域に広がり、多くの市民の参加が得られるよう、社会福祉協議会、もとす広域連合との連携のもと、地域への働きかけ、立ち上げのための情報・ノウハウの提供等の支援をしていきます。
- 市内各所で「ふれあい・いきいきサロン」が実施され、高齢者の介護予防につながっていますが、ふれあいいきいきサロンを運営するボランティアの高齢化等により担い手が不足しているため、その育成に取り組んでいきます。
- 地域包括支援センターにおいて、介護予防サポーター養成講座を行い、介護予防への取組、通いの場の運営等に関わってもらえる人を育成していきます。また修了者の事後活動として、サポーターズクラブで定期的な勉強会を継続し、クラブのメンバーが通いの場の立ち上げをする際の相談支援、運営の継続も支援していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 高齢者や障がいのある人、また地域住民の交流の場として、ふれあい・いきいきサロンを開催し、居場所づくりに努めます。また、ふれあい・いきいきサロンの運営にかかる工夫やサロンボランティアへの支援を行い、参加しやすい環境を整えていきます。
- 心身障がいのある人に交流の場を提供し、仲間づくりを行うことを目的に運動会や交流会を開催します。
- 認知症高齢者等への支援として、認知症の進行を抑えるとともに、その予防を目的に、認知症の人やその家族が参加できるカフェを、地域住民と一緒に開催します。また、それに伴う啓発活動を行います。

(4) 自治会等地域組織への働きかけ

自治会や老人クラブ等、地域に存する団体は、地域内での情報の伝達、共有、事業の実行等、地域福祉活動を推進していく上で要となるものです。団体の活動内容を地域全体として把握しつつ、様々な場面で地域住民が協力していくことが求められます。

本巢市の取組

- 自治会の理解と協力は、地域福祉活動を進めるうえで非常に大きな推進力となりますので、地域福祉活動への理解が得られるよう、自治会長に働きかけを行います。また、自治会活動が円滑に行われるよう、補助金活用の提示や、個人情報に配慮し、対象者に同

1. 〈ふれあい〉と〈つながり〉の機会をつくります

意を得たうえで、対象者リストの提示等も行っていきます。

- 老人クラブ、障がい者団体、赤十字奉仕団等は、地域を支える貴重な社会資源であり、団体として活動する力は非常に大きいことから、団体への加入促進について後方支援を行い、各種団体の根底を支えるため、補助金を利用して運営していただくとともに、団体の加入を促進するためホームページ等で団体の情報提供を行っていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- わかりやすい福祉サービスの情報共有および説明、ふくし出前講座等を行っていきます。
- 各団体への活動協力を行っていくとともに、社会福祉協議会事業への協力依頼も行っていきます。また、各団体の活動内容を、様々な場で情報提供していきます。
- 地域住民に対し、社会福祉協議会事業への参加を促し、交流のきっかけづくりに努めていくとともに、地域の力になってくれるよう参加者へ声かけしていきます。
- 地域住民が定期的に情報交換、課題を話し合う場として、中学校区4地域においてそれぞれ月1回、第2層協議体を開催していきます。

施策の方向4 地域に届く情報発信

【現状と課題】

市民が福祉にかかるサービスやサポートを受けるためには、市において提供されているサービスにどのようなメニューがあるのか、また、どこに行けば提供を受けることができるのかを知ることがまずもって必要となります。市においては、「広報もとす」や、社協だより等の広報紙を通じた情報提供に努めていますが、アンケート調査では、「必要な福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると思いますか」という設問において、「あまりできていない」が33.4%と最も高く、次いで「ほとんどできていない」が29.9%となっており、これらを合計した《できていない》が63.3%を占めています。また、「十分できている」と「おおむねできている」を合計した《できている》も年々徐々に上昇してきてはいたものの、今回の調査において減少に転じています。こうした結果から、多くの地域住民に福祉にかかる情報が行き届きにくくなりつつあることがうかがえます。

(1) わかりやすい福祉情報の充実

福祉情報については、行政や福祉関係団体が多種多様な情報を提供していますが、情報を必要とする人が、必要とする時に機動的に情報を入手できる体制や仕組みが必要です。また、市民が福祉情報を簡単に理解できるように分かりやすい形で提供することが重要です。

本巢市の取組

- 広報もとす、くらしのガイドブック、市ホームページ、自治会の掲示板等を通しての情報提供を行うとともに、福祉施設等の公共施設、民間の店舗や公共交通機関にも協力を依頼して、身近な場所で情報が得られるよう工夫していきます。また、制度やサービスの利用情報について、概要版、イラスト等用いた、わかりやすい形で伝える工夫をするとともに、様々な主体が積極的に広報できるよう支援していきます。
- 市内のいずれの地域も、そこにしかない固有の歴史、文化、食、景観等、様々な魅力を有しています。こうした地域の魅力を市内外に積極的に発信し、地域の活性化や定住促進のきっかけづくりを進めていくとともに、淡墨桜や、船来山古墳群をはじめ、地域に存する、歴史的・文化的資産の保存・活用・整備に努めていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 読みやすく、わかりやすい社協だよりの作成や、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を活用した最新情報を提供していきます。また、自治会、老人クラブ等の会合に参加し、ふくし出前講座を開催するとともに、福祉についての情報提供や社会福祉協議会の事業周知、介護予防や悪徳商法に関する情報提供等を行います。

- 地域福祉の充実に向けた社会福祉協議会の取組をホームページや SNS 等に掲載していきます。またケーブルテレビ等を活用し、地域で活躍する人や団体の情報を発信し、地域の魅力・そこに住む人の魅力を伝えていきます。
- 年4回の社協だより、くらしのあったか便利帳、ホームページ、SNS 等で福祉サービスの情報提供を行っていきます。

(2) 地域のネットワークを介した情報提供

分かりやすい形で提供されている福祉情報については、システム上の情報提供のみならず、社会福祉協議会や、民生委員・児童委員による個別提供、地域住民同士の情報伝達等、より広く確実に情報を周知していくことも必要となります。

本巢市の取組

- 一人暮らし高齢者等に対し、福祉サービスに関する情報を伝えるには、広報紙やホームページだけではなく、人を介した伝達が有効であるため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認や、日常生活の困りごとの相談を受け付けながら、情報を提供します。
- 点字・点訳、拡大写本、手話・要約筆記、対面朗読、パソコンを活用したコミュニケーション支援等のボランティアの養成を図り、身近なマンパワーの活用により、情報を提供します。
- 手話奉仕員養成事業を4市町合同（本巢市、山県市、瑞穂市、北方町）で実施し、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を、災害時等、聴覚障がい者の支援者として活動できるよう登録していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- ふれあい・いきいきサロン開催時や、老人クラブの会合時に福祉サービスについて情報提供を行うとともに、各地域の民生委員・児童委員やボランティアを通じてチラシ等を配布していきます。
- 75歳以上の一人暮らし高齢者世帯を対象に、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員等で見守り訪問を実施していくとともに、訪問時には、市内の福祉サービスをまとめた冊子「くらしのあったか便利帳」を配布し、福祉サービスを広く周知していきます。

- 情報提供が充実できるよう、ボランティアスクール等で手話や点字の学習を行い、情報発信できるマンパワーの育成に努めます。また、必要に応じて、専門機関、地域ボランティア、団体を紹介していきます。

基本目標2

〈支え合い〉の仕組みをつくります

【目指す姿】

地域住民がボランティア等のさまざまな地域活動を、情報を共有しながら広く展開し、積極的に支え合っているまちを目指します。

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
	令和3年度	令和8年度
民生委員・児童委員の活動件数	5,740件	5,800件
ボランティア活動への参加について「現在、参加している」の割合（地域福祉に関する市民アンケート調査）	46.6%	50.0%超

施策の方向1 地域での支え合いに向けた人材育成

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、地域の課題を自らのことと促え、地域全体でその解決に取り組んでいく必要がありますが、その際に、「受け手」「支え手」に関わらず、自分のできることを行い、地域福祉の担い手になることが求められます。

市においては、地域活動への若者の参加は比較的少なく、高齢者が多いのが現状であり、年代を問わず、多くの年代からの担い手の育成が大きな課題といえます。

アンケート調査では、「あなたが住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」という設問では、「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」が40.1%と最も高くなっています。

若い世代に限らず、定年退職後のシニア層、元気な高齢者等を含めて、全世代をターゲットとして社会貢献への思いがある人が地域の担い手になってもらえるよう、地域福祉のまちづくりへの参加をこれまで以上に呼びかけていく必要があります。

(1) ボランティア情報の提供

ボランティア活動を活性化していくためには、地域の中でどのようなボランティア活動があり、どのような成果を出しているのかといった情報を広く市民へ提供していく必要があります。

本巢市の取組

- ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、広報もとす、市ホームページ、ケーブルテレビ等、さまざまな媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を促していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 社協だより・ホームページ・ケーブルテレビ・SNS等を活用し、ボランティア活動の情報をリアルタイムに発信していきます。
- ボランティア活動についての相談・紹介・斡旋機能の充実を図り、他機関との連携を図りながら、地域福祉活動の活性化につなげます。

(2) ボランティア活動の創出

ボランティア活動は本来自主的な活動として行われるものですが、実際のボランティア活動に結び付けるためのきっかけが必要であり、活動できるフィールドや機会を計画的に提供していくことが必要です。また、その活動を地域の中で浸透させていくための活動の核となるリーダーの育成が求められます。

本巢市の取組

- 障害者生活支援センター「えがお」において、障がいのある人が参加できるカフェミーティングや料理教室等の事業を開催し、事業に協力いただけるボランティアを募り、参加者で情報交換、交流を深めていきます。また、自治会のクリーン活動や子ども会の資源回収等の取組を引き続き行っていきます。
- 社会福祉協議会と協力し、小・義務教育（前期課程）学校区等の地域で活動するボランティアを支援し、高齢者や子育てをはじめとする支援等、より身近な場所での地域福祉活動を推進していきます。
- 広報もとすや市ホームページ、各種イベントの場を活用して、ボランティア情報を周知し、ボランティア登録者の増加に努めていきます。
- 様々な活動、会合等においてボランティアの重要性を広く伝えていくとともに、イベントでのボランティア実践・体験を通じてボランティアリーダーの必要性の理解を促していきます。
- ボランティアコーディネーターが機能する環境を整えるため、社会福祉協議会と協力し、コーディネーターが本巢市の中で積極的に情報をつなぐことができる環境を整備していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 夏休み期間中に小・義務教育学校 5・6 年生、中・義務教育（後期課程）学校の児童生徒を対象にボランティアスクールを開催して、福祉体験等を通じて児童生徒の福祉の心を育む機会をつくります。また、この機会を積み上げていく過程で魅力あるメニュー作りをしていきます。
- 社協だより、ホームページ、SNS 等を活用してボランティア情報を提供し、登録者の増加に努めます。また、ボランティア同士の情報共有と交流の場を提供し、ボランティア活動の活性化を図ります。
- ボランティアスクール等で次世代のリーダーとなれるボランティアの育成に努めます。
- ボランティアコーディネーターの育成については、本巢市と協力しながら育成手法を整えていきます。

（3）地域住民のニーズに応じたサービスの展開

生活様式が多様化していく中で、市民のニーズや価値観も多様化しています。地域の中で求められる日常生活上のニーズ、解決すべき課題等を、地域の中で把握・共有し、個別に丁寧に対応できる仕組みを検討し実行していくことがこれからの社会の中で求められています。

本巢市の取組

- 地域の課題を共有する場の創出、ボランティア団体との意見交換、当事者団体との意見交換、市民へのアンケート等を行い、市民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。
- 協議体に参加し、地域の課題把握・整理し、必要となる施策へつなげていきます。
- 福祉ニーズや課題に対応するため、市において事業化が必要なものについては分野別の計画に反映します。
- くらしつなぎあい事業等、多様化する市民のニーズに地域の中で機動的に対応できるよう、社会福祉協議会等の活動主体に対する支援を行っていきます。
- ボランティア活動がより一層活性化され、また、これにより地域のつながりが深まるよう有償ボランティアを推進していきます。
- 「くらしつなぎあい事業」等の困りごと支援を、地域の中でより活性化するために、広報もとす等で、事業の便利さと、事業の担う主体のやりがいについて広く周知していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市内4地域（根尾・本巢・糸貫・真正）においてそれぞれ月1回、定期的に第2層協議体を開催し、地域の住民が定期的に話し合う場を設けて、地域の情報交換、課題の検討等を行っていきます。また、高齢者宅等の個別訪問、障がい者就労支援センター保護者会等を通じて、日常生活の困りごとや、様々なニーズの把握をします。
- 電球の取り換えやゴミ出し等、生活上のちょっとした困り事を支援する生活支援サービスを提供します。また、有償ボランティアの活動の場を広め、仲間づくりや他の有償ボランティア活動についても支援を行っていきます。
- スーパー等の移動に不便を感じている高齢者等に対し、近隣自治会との共同も含め、自治会を単位とした買い物サービスを実施します。
- 福祉車輛の貸出や福祉用具等の貸出を進めていきます。

（4）総合事業における住民主体の取組

市民活動を活性化するための支援として、介護保険制度における地域支援事業があります。地域支援事業のメニューとしてサロンや各種教室の開催等の既存制度を地域のニーズにマッチした形で有効活用していくことも必要です。

本巢市の取組

- 介護保険の要支援者および基本チェックリスト該当者を対象とした生活支援サービスやそれ以外のサービスについて、住民主体のサービスがふさわしいケースに対応するため、住民主体のサービスの創出を支援します。
- 介護保険の地域支援事業を活用し、地域の組織が主催する転倒予防教室、ふれあい・いきいきサロン、認知症カフェへの助成、介護予防サポーター養成講座でのボランティアの育成、集いの場への専門職の講師を派遣します。
- 介護予防サポーター養成講座修了者が活動しているサポーターズクラブ加入者に対し、転倒予防教室等運営に対する協力回数に応じて商品券等に交換する、ボランティアポイント事業を継続していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- ふれあい・いきいきサロンやカフェ等を推進していくとともに、地域住民がより主体的に取り組める工夫や仕組みについて調整していきます。

施策の方向2 高齢者や障がいのある人が活躍できる環境づくり

【現状と課題】

地域共生社会の実現のためには、高齢者や障がい者を含めた、すべての市民が同じ状況の中で地域共生社会を構築するための役割を担いながら、相互に支え合っていく必要があります。しかし、一方で年齢や障がいによる一定の制限により、役割を担えない状況も見受けられます。

これからの社会の中では、社会参画を妨げている障壁をできる限りなくす努力をし、すべての市民が豊かで生きがいをもって生活できる土壌を整えていく必要があります。

(1) 障がいのある人の働く場づくり

障がいのある人が地域住民の一員として活動できるような環境を整えていく必要があります、社会全体として、すべての人が活躍できる社会・仕組みを実現していくことが求められます。

本巢市の取組

- 障がいのある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、企業、障がい者団体との連携を図り、一般就労への理解を求めます。また、障がいのある人の雇用義務制度等について、障害のある人を雇用している企業の紹介を行う等制度について周知を図ります。
- 一般就労が困難な障がいのある人が、生産活動その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う就労継続支援事業や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行う就労移行支援事業を通じて、就労への支援を行います。
- 関係機関と連携し、市内企業の理解と協力を得ることで雇用を促進します。

本巢市社会福祉協議会の取組

障がい者就労支援センターを運営することにより、障がい者への支援を行います。また、企業への就労に関する働きかけを行い、就労に結び付けていけるよう支援します。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の優先調達

障がいのある人の就労を推進していくためには、企業の活動への支援、企業を取り巻く環境の改善等を推進していく必要があります。

本巢市の取組

- 障がい者雇用率の高い企業への優先発注を検討します。
- 本巢市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針を定め、障害者就労施設、障がい者を多数雇用している企業、在宅就業障がい者等ら物品等の調達を進めていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市内の障がい者就労支援センターの物品調達を実施するほか、市内企業に周知を行い、協力を求めています。

(3) 地域行事・活動における高齢者や障がいのある人の能力活用

高齢者や障がいのある人がいきいきと地域の中で活動できるようにするためには、それぞれに役割を担って頂きながら、地域の交流の場で活躍してもらうことが必要です。

本巢市の取組

- 高齢者や障がいのある人の生きがいつくりと社会参加を促進するために、地域での行事等を中心に、誰もが気軽に参加できる交流の場づくりに努めます。また、地域の子育て支援等、高齢者等の経験や知識が活かされる場への積極的な参加を求め、生きがいつくりの場とするとともに、地域住民同士が支え合う豊かな地域づくりの場として位置づけ支援していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市内の障がい者就労支援センターに通所する利用者を対象に、ふれあい交流事業を実施していきます。

施策の方向3 地域福祉推進団体等との連携強化

【現状と課題】

地域課題が時代の潮流の過程で多様化・深刻化していく中で、地域内における身近な見守りや助けあいの活動を推進するためには、地域のために活動している民生委員・児童委員、各種団体との連携が重要となります。

そのため、これらの団体の活動を支援するとともに、各種団体の活動への理解を深め、幅広い協力・参加を促し、多様化する福祉課題に対応できるような体制を構築していく必要があります。

(1) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は、市民の身近な相談相手として、また、具体的な援助者として様々な活動を展開しており、地域の社会福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。民生委員・児童委員を一つの大きな核として地域運営を進めていくことが重要です。

本巢市の取組

- 民生委員・児童委員定例会等へ出席し、民生委員・児童委員との連携を行っていきます。また、民生委員・児童委員が地域内にいない自治会には、地域福祉協力員を配置されるよう自治会に対して働きかけていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 民生委員・児童委員定例会に出席し、情報共有・連携強化を図ります。また、民生委員・児童委員の活動において市民から相談を受けた際に、状況に応じて自立相談支援機関（生活困窮者の相談窓口）や地域包括支援センター等の担当窓口と連携を図ります。

(2) 地域の各種団体等への支援

各種団体は、民生委員・児童委員と同じように地域運営を担う大きな核となるものです。この組織体の運営を支え持続的な地域運営を確保していくことが重要です。

本巢市の取組

- 身体障害者福祉協会の会議等で障がい者団体から要望等を聞き、対応について検討を行っていきます。また、老人クラブに対して、運営及び活動に対して補助を行い、老人クラブの活性化を図っていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 各種団体が実施している行事に協力、連携しながら、各種団体が活性化していくように

働きかけます。

(3) 老人クラブ活動への支援

老人クラブの加入人員の減少に伴い、活動も減少傾向となっておりますが、老人クラブは高齢者の社会参画を促す等、地域で果たす役割は大きく、老人クラブ活動の維持存続に向けて努力していく必要があります。

本巢市の取組

- 高齢者の社会参加を通じた生きがいをづくりを促進するため、老人クラブの活動を支援するとともに、老人クラブが主体となって行う地域の特色を活かした活動を推進します。
- 老人クラブ活動（軽スポーツ、作品展、機関紙発行等）に対して、補助を行い、老人クラブ活動の活性化を図っていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 老人クラブの活動に対し職員の派遣等を行い、老人クラブの活性化を図っていきます。

施策の方向4 気軽に利用できる相談体制の充実

【現状と課題】

福祉サービスや家族形態の多様化が進むとともに、人々の価値観も多様化し、さらに、引きこもり対策等、新たに社会問題化している課題への対応等、相談窓口の業務は複雑化しています。そうした多様化しているニーズにきめ細かく対応しなければならずこれまで以上にその重要性・必要性が高まっています。

市においては、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、障害者基幹相談支援センターといった窓口等で、福祉にかかる相談事に対応していますが、より市民が親しみを感じ安心して相談できる体制にしていくよう努めていく必要があります。

一方で、令和3年度に実施した「地域福祉に関する市民アンケート」における「重層的支援体制整備事業（高齢、障がい、子ども、生活困窮等の分野を超えた包括的な相談窓口）を推進することとされていますが、本巢市における相談体制としてどのような形がよいと思いますか」という設問に対しては、「身近な相談窓口で相談後、必要に応じて専門的な知識を持つ窓口を紹介してほしい」が52.4%と過半数を占め、ワンストップ型よりも紹介型（受付窓口から、より専門的な窓口を紹介）を望む声が多い状況にあり、市民の意向に寄り添った窓口のあり方を慎重に検討しなければならない状況にも置かれています。

（1）相談窓口の周知と機能の充実

地域福祉の課題を解決するためのスタート地点は、相談窓口となります。一方で相談窓口があることを知らない人や、どこに相談窓口があるのかを知らない人が多いのも事実です。多くの困難を解決していくためには、相談窓口の周知徹底と、相談内容に適切に対応できる機能の充実が必要となります。

本巢市の取組

- 地域包括支援センターの周知については、もとす広域連合の広報紙「わっちら」、社協だより、市や社会福祉協議会のホームページへの掲載、市役所、医療機関等へのチラシの配布し周知していきます。
- 各保健センターの窓口に「本巢市子育て世代包括支援センター」の掲示をし、随時相談等を実施します。また、ホームページでも相談窓口を周知します。また、生後2～3か月児を対象に実施する赤ちゃん教室において、子どもセンター、子育て支援センターのチラシを配布します。
- 子育て支援センター事業については、市広報紙、ホームページ及び子育て支援サイト「もといくネット」を利用し、子育てに関する相談窓口としての周知や、親子向けのイベン

ト開催情報のPR等、地域の子育て世代間のつながりを図っていきます。

- 障害者基幹相談支援センターについても、広報もとす、市ホームページ等で周知していきます。
- 身体・知的・精神の3障がいの相談に対応するため、障害者基幹相談支援センターに専門的な相談に対応できる基幹相談支援員を配置し、複雑化・困難化する相談案件にも適切な対応支援及び情報提供をしていきます。また、障害者生活支援センター「えがお」では、障がい福祉サービス、児童発達支援の受給についての相談支援を行います。
- 福祉敬愛課職員、基幹相談支援センター職員間等で、学習会、情報共有のための会議を開き、相談支援体制の強化に努めていきます。
- 地域包括支援センターにおいては、随時、高齢者から相談を受け付け、多面的に必要なサービスにつなげていきます。
- 民生委員・児童委員の地域活動や、地域福祉協力員の見守り活動をPRし支援を行っていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 年4回の社協だより、「くらしのあったか便利帳」等で福祉サービスの情報提供を行い、わかりやすい相談窓口の周知に努めます。
- 市やその他の関係機関と連携しながら対応していきます。また研修等にも積極的に参加し、知識の向上につなげていきます。

（2）重層的支援体制整備事業¹（包括的窓口）の実施

高齢の親と障がいのある子が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯等、福祉課題が複合化してきており、高齢者、障がいのある人、児童等といった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースも見受けられるようになってきています。このような多様化する課題に対応するために、包括的な相談支援体制の整備が求められています。

本巢市の取組

- 令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた「重層的支援体制事業」の実施に向けて、既存の相談支援体制を維持しつつも、関係機関等の連携をさらに強化し、相互連携の経験値を積み上げながら、「相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施できるよう体制を整えていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市民が相談しやすい体制を本巢市とともに整えていきます。

¹ 重層的支援体制整備事業：市町村において、(1)属性を問わない相談支援、(2)参加支援、(3)地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的として、社会福祉法の改正により創設された。

施策の方向5 社会参加を支える移動手段の基盤づくり

【現状と課題】

本巢市の地域特性から、移動手段において課題を抱えている高齢者や障がい者が見受けられます。地域の中で安心して豊かに暮らしていくためには、課題を抱えている市民に対して外出・移動支援を行っていくことが求められます。

(1) 有効な移動支援の検討

本巢市は南北に長く、高齢者等、交通弱者のための移動手段を確保することが大きな課題です。買物や通院等多岐に渡り、きめ細やかな対応も求められます。

本巢市の取組

- 運転免許証を自主返納した人、バス停や駅までの移動が困難な人、福祉有償運送や介護タクシー等の制度の狭間で移動に困難を感じている人のニーズの把握に努め、高齢者が積極的に外出し、社会参加につながるよう、タクシー助成を進めていきます。
- 公共交通機関の利便性が悪い地域を対象とした、デマンド交通については、交通環境の変化に注視し検討していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市が推進しているタクシー助成等の移動手段にかかる支援について、適時適切に情報提供していきます。

(2) ボランティア等による移動手段の確保

多様なニーズに応えていくためには、移動手段も多種多様である必要があり、実際に実行している施策の検証や、将来的に想定できる新たな手法等も視野に入れて検討を進めていく必要があります。

本巢市の取組

- 自動車を運転できない人の社会参加を促進するため、ボランティア等による移送サービスの立ち上げを支援します。
- 地域の実情にあった柔軟な移送サービスの方法を検討していきます。
- 福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送を推進し、福祉有償運送が円滑に実施でき、サービスの安定した供給ができるよう、担い手の確保・育成等、活動の支援に努

めます。

本巣市社会福祉協議会の取組

- 市内で福祉有償運送事業を実施している任意ボランティア団体に対して福祉車輛を貸出していきます。

(3) 公共交通機関における利便性の確保

市民の日常生活を支える公共交通機関については、誰もが自由に安心して利用できるように、また運営主体が継続して事業を推進していけるように周辺環境を整えていく必要があります。

本巣市の取組

- 市営バスについては、高齢者をはじめ、誰もが安心して利用できるよう、引き続き、車椅子対応可の低床車両（2台）、乗降用ステップ付き車両（1台）で運行していきます。また、市民の要望を基に、ルートの設定や停留所の設置、及びフリー乗車区間の検討も行き、利用促進を図っていきます。

本巣市社会福祉協議会の取組

- 市内で福祉有償運送事業を実施している任意ボランティア団体に対して福祉車輛を貸出していきます。

基本目標3

〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉をつくります

【目指す姿】

高齢者や障がいのある人、子どもを含めたすべての地域住民が、あらゆる場面で安心して暮らしていけるまちを目指します。

【目標値】

目標指標	現状値	目標値
	令和3年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座開催回数・実績人数	7回321人	10回400人
成年後見制度の知名度について「内容も含めて知っている」の割合（地域福祉に関する市民アンケート調査）	24.1%	30.0%超

施策の方向1 高齢者や障がいのある人、子どもをやさしく見守る体制づくり

【現状と課題】

地域福祉を推進していくうえで、福祉にかかる様々な制度を、地域のニーズに沿って、しっかりと稼働させることです。福祉にかかる制度は、介護保険にかかる介護サービスや、地域包括ケアシステム、地域福祉協力員制度、成年後見制度、認知症サポーター等、多岐に渡ります。これら制度化された仕組みを、市民のニーズにマッチした形で適切に実行していくことが求められます。

(1) 福祉サービスの充実・推進

制度化されている福祉サービスについては、必要とする人に、必要な分だけ提供していくことが重要です。地域包括ケアシステムの構築を進めていく中で、福祉サービスの充実と適時適切な提供を行っていくことが必要です。

本巣市の取組

- 介護を必要とする人、認知症の人、障がいのある人、一人暮らし高齢者等が、地域で安心して暮らせるよう、もとす広域連合との連携を強化し、サービスの基盤整備を促進するとともに、介護、医療、予防、生活支援、住まい等を一体化して提供する地域特性にあった地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供する「共生型サービス」については、もとす広域連合と連携しその普及に努めます。

3. 〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉をつくります

- 市内事業所における「共生型サービス」が普及するよう、事業所からの問い合わせの際には制度の概要やサービス提供にかかる課題も含めて案内を行います。
- 地域包括支援センター等の保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化しつつ、支援が必要な人に、適切な質と量の福祉サービスを提供していきます。また、サービスの提供過程で見出される課題をもとに、サービスの質の向上を図ります。
- 保健・医療・福祉の各部局、関係機関との連携を強化し、介護予防と保健事業を一体的に進めていきます。
- 地域生活支援拠点事業においては、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進め、ふれあいホーム事業(生活訓練)では、一人暮らしの体験の機会を確保します。また、緊急時の一時避難場所として、短期入所先を確保していきます。

本巣市社会福祉協議会の取組

- 市が提供する福祉サービスと連携しつつ、地域住民からの要望に応じて福祉サービスを提供していきます。

(2) 地域住民による見守り活動等の促進

見守り活動の要は、地域住民同士による見守りです。民生委員・児童委員、地域福祉協力員を活動の核としつつも、日常生活の中で、地域住民同士がどのような形で見守り合えるのかを検討し実行していくことが重要です。

本巣市の取組

- 民生委員・児童委員との連携のもと、引き続き、地域住民の立場で地域活動を担う人材である地域福祉協力員制度の充実を図り、各地域の実情に合った見守り活動を進めていきます。また、民生委員・児童委員が地域内にいない自治会には地域福祉協力員が配置されるよう自治会に協力依頼していきます。
- 日々訪問を主としている事業所等（新聞配達、郵便局、金融機関、各種検針員等）の協力を得て高齢者宅等の異常の早期発見と通報体制のネットワークを設け見守り体制の強化を図ります。また、見守り協力事業所等において全ての従業者が本制度の趣旨を理解し、ネットワークが有効に機能するよう事業所に協力を要請します。
- 登下校時の事故や犯罪を防止するため、ボランティアによる通学路パトロールを推進していくとともに、防犯意識を高め、地域ぐるみの見守りを推進し、子どもが安心して遊べる環境づくりを推進します。

- 本巢市青少年育成市民会議において、市民会議委員（地域住民）へ「ながら見守り」の実施を啓発すると共に、啓発備品を配布し、地域ぐるみの見守り体制の強化を図っていきます。
- 通学路のパトロールについては、民生委員・児童委員、青少年育成推進員、交通指導員の協力を得ながら、引き続き朝夕の見守りを行っていきます。
- 子どもを巻き込んだ犯罪等を未然に防ぐため、「子ども110番の家」の充実とPRを図るとともに、子どもに限らず、地域の困っている人が非常時に避難できる場を確保していきます。
- PTAを含め多くの人の目で通園・通学路等の危険個所の点検・調査を実施していますが、今後も引き続き、危険な場所等を把握し、子どもの安全確保に努めます。
- 緊急避難所については、毎年、お礼状とともに翌年度の継続依頼を行い、子ども110番看板の点検や交換を行い、「子ども110番の家」の確保に努めていきます。
- 危険個所の点検については、PTA、学校、自治会等、多くの目で常に安全について見守り、気づいたことやその対応策について協議して計画的に実施していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 民生委員・児童委員やボランティアの協力を得ながら実施する訪問事業等を通じて、見守り活動を促進します。
- 訪問事業等を通じて、地域の民生委員・児童委員や地域福祉協力員、自治会、地域住民と連携を図り、地域で見守る仕組みづくり、地域力の強化に努めていきます。
- 公用車に見守りパトロールステッカーを貼り、地域の見守りを実施していきます。

（3）成年後見制度の推進と普及啓発

認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度を適切に運営していくためには、制度への理解を促していくことが重要です。

本巢市の取組

- 認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、必要に応じて制度利用のための支援を行います。また、社会福祉協議会が実施している生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業について、特に障がいのある人の地域生活への移行を推進するために、成年後見制度と合わせて事業の周知に努めます。

3. 〈安心〉と〈やさしさ〉に〈包まれたまち〉をつくります

- 本巣市成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の周知、制度の利用に関する相談等を担います。また、後見制度利用が必要な人で、身寄りがいないなど申立てができない人について市が申し立てを実施する等、制度の活用を推進していきます。

本巣市社会福祉協議会の取組

- 高齢者や障がいのある人等、判断能力に不安のある人を対象に、生活支援員による定期訪問を通じて、福祉サービス利用の援助、金銭管理、重要な書類等の保管・管理を行います。
- 成年後見制度等の情報をわかりやすく提供していきます。

(4) 認知症サポーターの養成と活躍の場の創出

認知症に対する誤った考え方を正し、認知症の高齢者とその家族が活躍できる場を提供することが必要であり、一人でも多くの認知症サポーターを養成していくことが求められます。

本巣市の取組

- 地域住民が認知症についての理解を深め、地域で認知症の高齢者と家族を見守るため、引き続き、介護保険の地域支援事業を活用して、認知症サポーターの養成を進めます。

本巣市社会福祉協議会の取組

- 市内の小学校（7校）および義務教育学校の4～6年生を対象に、毎年認知症サポーター養成講座を実施していきます。また、市役所職員や郵便局、企業、介護予防サポーター養成講座受講者等を対象に実施し、認知症サポーターの養成に努めていきます。

(5) ひきこもりにかかる現状把握と実態に即した対策の検討

近年社会問題としてクローズアップされてきているひきこもりについては、まずその実態を地域社会の中で把握できるようにしていくことが求められます。

本巣市の取組

- 高齢の親と障がいのある子が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯等、福祉課題が複合化しており、高齢・障がい・児童福祉等、従来の福祉制度の個々の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なひきこもりに対応するため、重層的支援（包括的な相談支援体制の整備）を進めていきます。
- ひきこもりの現状を把握に努め、関係機関と連携しながら対応していくとともに、より専門性の高い相談については、岐阜県の相談機関にも協力を得ながら対応していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- ひきこもり、障がい者等にかかる相談窓口の準備、設立、勉強会を実施していきます。また、ポスターの掲示や、SNSによる相談等、相談できる場所があることを周知していきます。

(6) ヤングケアラー問題への対応

高齢化と貧困化の進展が相まって、ヤングケアラー問題（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもで、勉強やスポーツにあてるはずの時間を家事や介護へ費やさざるを得ず、進学や就職を諦めるケースも見受けられます。）も近年大きな社会問題として取り上げられるようになってきています。ヤングケアラーの実態を早期に把握し、関連機関との連携のもとその解消に機動的に対応していくことが必要です。

本巢市の取組

- ヤングケアラーにかかる情報を早期に把握し、適切な支援につなげていくため、学校、福祉で発見に努める等、関係機関との連携ネットワークを構築していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- SNS等を活用してヤングケアラーに関する情報発信に努めていくとともに、ケースを把握した場合は、早期支援につなげるため、市各担当部局等や関係機関と連携していきます。

施策の方向2 生活に困窮している人をやさしく見守る体制づくり

【現状と課題】

本巢市においては、生活困窮者の自立に向け、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、困窮度合いに応じたきめ細やかな対応を行ってきていますが、生活困窮に陥る背景や経緯が多種多様であり、適切な対応が困難な場合があります。

そのため、今後も引き続き、関係機関との連携を深めながら、生活保護に至る前の段階での措置を速やかに実施する等、自立支援に向けた取組を進めていく必要があります。

(1) 生活困窮者自立支援事業の周知・充実

生活保護に至る前の段階でそれを阻止する生活困窮者自立支援事業を推進していくことが必要です。制度自体を知らない市民がいるため、必要とする人に情報が届くように制度の認知度を上げていくことが必要です。

本巢市の取組

- 生活困窮の状態になった人、生活困窮に陥りやすいと思われる人の把握に努め、生活保護に至る前の段階の自立支援施策の強化を図るため、自立相談支援事業を実施します。また、相談内容に応じ、必要な情報を提供するとともに、支援が必要な場合は、その人に適した支援計画を作成し自立を促進します。
- 生活困窮者が、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからない場合があるため、生活困窮者を早期に把握・支援するために、生活困窮者自立支援事業の周知を、広報もとすや市ホームページ等を通じて行い、また、相談窓口においても適時適切に制度の紹介およびアドバイスを行っていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 生活困窮世帯への支援策として、自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、食糧支援事業を実施していきます。
- 本巢市の取組と併行しながら、社協だより、ホームページ、SNS等の広報や、民生委員・児童委員協議会等を通じて、生活困窮者自立支援事業の周知を図ります。

(2) 生活困窮者自立支援事業にかかる連携

生活困窮者自立支援事業を適切に運用していくためには、民生委員・児童委員との連携に加え、様々な窓口が有機的にネットワークを組み、生活保護に至らないように、適時適切に事業を適用していく必要があります。

本巢市の取組

- 民生委員・児童委員が、生活困窮者の身近な相談者として必要な知識を学べるよう必要な情報提供を図るとともに、研修等を実施します。
- 生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、社会福祉協議会と共に、生活に困窮している人に対して、自立相談支援事業を実施していきます。
- 支援調整会議に参加し、税、保健、市営住宅、学校等さまざまな窓口と連携し、生活困窮の心配な人を相談につなげるよう、庁内の連携を強化します。また、関係機関とともに、生活困窮者自立支援制度への理解を深めながら、有機的なネットワークを構築し、状況に応じて適切な対応ができるよう体制を整えていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 地域で生活に困窮している人の早期発見と支援が行えるよう、研修等を通じて知識を深め、連携を図りながら当事者の支援に努めます。
- 行政との連携をはじめ、ハローワーク等関係機関や地元企業との情報交換を密にし、ネットワークの構築に努めます。
- 生活困窮者支援方策を検討する支援調整会議を定期的を開催します。

施策の方向3 災害時における支援体制づくり

【現状と課題】

近年の豪雨等による災害が多発する中、災害時における市民の支え合いに対する意識を高めていく必要があります。また、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等、自ら避難することが困難な在宅での要配慮者に対してする支援・配慮も課題となっています。

アンケート調査では、「災害時に高齢者や障がい者を支援しやすくするためには、普段からどのような取り組みが必要だと思いますか」という設問に対しては、「隣近所の人と付き合いをする」が53.8%と最も高く、次いで「ご近所助け合いマップを作成する等し、災害時の要配慮者の把握を進める」が44.1%となっています。

市においては、災害時に支援が必要な人の情報を把握し、災害時において迅速かつ円滑な支援を行えるように体制を整えています。防災は市政の重要課題であるとの認識のもと、さらなる体制の強化に努めていく必要があります。

また、新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症の拡大防止も重要な課題であり、市民の協力を得ながら、新しい生活様式に沿った取組を進めていく必要があります。

(1) 防災に対する啓発と備え

近年、豪雨や地震による災害が多発しています。地域の中には避難行動要支援者がいる等、すべての市民を守るために、どのような体制で臨むべきかを常に地域の中で考え備えていることが重要です。

本楽市の取組

- 防災に対する意識を高めるため、広報紙やホームページを通じて、意識啓発を行っていくとともに、避難場所や災害危険区域等、市民が把握しておくべき情報を広く周知していきます。また、避難行動要支援者名簿登載者については、登載者一人ひとりの個別避難計画の作成を促していきます。
- 避難行動要支援者システムにより対象者リストを作成し、各種相談、訪問等で名簿に登載の希望があれば名簿に登載し、避難行動要支援者の把握に努めます。
- 避難行動要支援者名簿登載者に対して、平時の情報提供を希望する人について各支援組織に対しての情報提供をし、有事に備えます。また、名簿登載者の個別避難計画の作成を実施し各支援組織と情報を共有していきます。
- 地域と学校の連携により、児童の引き渡しや、避難行動要支援者を含む災害時要配慮者の避難に係る訓練ができる防災訓練の実施を検討していきます。

- 現在実施がない避難行動要支援者自身の訓練参加については、個別避難計画を作成し、避難経路把握等の観点からも実施を検討します。
- 市と社会福祉協議会で、災害ボランティアセンターを設置・運営し、災害救援ボランティアが円滑に活動できるような体制づくりを進めます。また、中高生が災害ボランティアとして活躍できる仕組みも検討していきます。
- 災害時に要介護者、障がいのある人等が安心して避難生活を送れるよう福祉避難所の更なる充実に努めます。
- 現在指定の福祉避難所については、災害時対応できるような体制を見直し、介護施設等にも福祉避難所として災害時の避難受け入れ等協力についての協定締結を依頼していきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市と連携しながら、災害時の心構えや準備等、防災に対する意識付け等の啓発活動を行っていきます。
- 訓練の充実や職員体制の充実を図り、災害発生時における対応を強化します。また、災害が発生した際に事業の継続・再開について判断をするための事業継続計画（BCP）を見直し、災害時に備えます。
- 市と連携しながら、避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施し、円滑な避難につなげます。
- 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを基に、ボランティアや職員等で模擬訓練を行い、災害時に備えます。
- 市と連携しながら、福祉避難所の機能や役割について広く周知していきます。

(2) 防疫への備え

コロナ禍においては、地域における様々な活動に制限がかかり、地域住民が集うことができなくなっています。関係機関との連携のもと感染症の拡大予防に努めるとともに、これからの With コロナでの新たな支え合いの形も考えていく必要があります。

本巢市の取組

- 保健所、保健センターとの連携のもと、With コロナの生活様式を見据えながら、感染症の拡大予防に努めていきます。また、福祉関係機関との連携を強化し、適切な防疫体制を整えていきます。

本巢市社会福祉協議会の取組

- 市と連携して、適切な防疫体制を整えていきます。

第5章 成年後見制度利用促進計画

本地域福祉計画は、「成年後見制度利用促進計画」および「再犯防止推進計画」を含む計画として策定しています。本章および第6章ではその施策内容について記載しています。

1. 目的・背景

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約等、判断が求められる行為をする時に、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。また、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制整備が求められています。

今後、高齢化の進行に伴い認知症高齢者も増加し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等に関する相談の増加が予想されます。本巢市においても、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を推進し、市民の権利擁護をより一層充実していく必要があります。

2. 現状と課題

成年後見制度とは、認知症や知的障がいその他の精神上の障がい等により判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、その生活を支援する制度です。

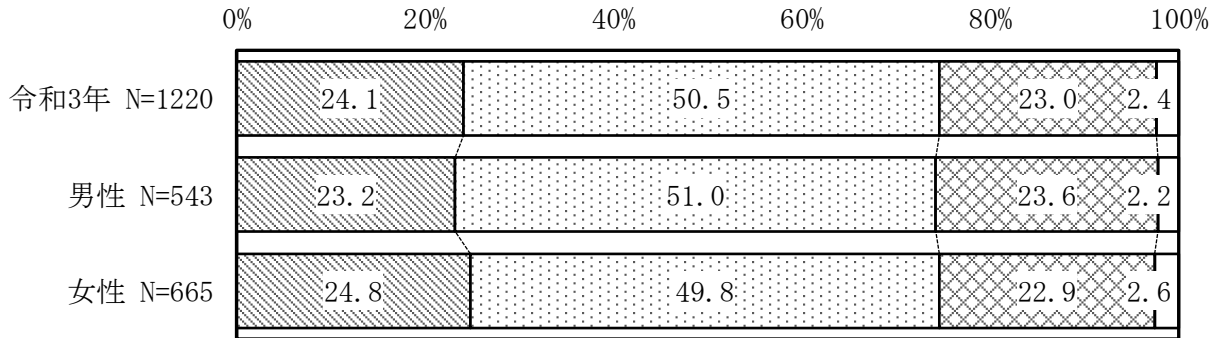
成年後見制度の利用により、例えば判断能力に不安のある高齢者が訪問販売等の不利益な契約を結んでしまうことや、福祉サービスを必要とする人が適切な契約ができないために健康が損なわれてしまうこと等の問題を未然に防ぐことができます。申し立てるべき人がいない場合等、特に必要があると認める場合には、その人の居住地を管轄する市町村長が家庭裁判所に対し審判の請求をすることもできます。

令和3年度に実施した「地域福祉に関する市民アンケート調査」によると、成年後見制度を知っている人は全体で24.1%しかなく、成年後見支援センターを設置し相談に応じていることを知っている人は3.7%に留まっており、成年後見制度の認知度は低くなっています。

この制度の利用は全国的に低調であることから、市町村による制度の利用の促進のための仕組みづくりが求められています。本巢市においても、権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。市内に後見人として受任していただける人が少なく、担い手や受任機関の育成が必要となっています。今後、全国的な高齢化、単身化が進む中、本巢市においても成年後見人のニーズは、年を追うごとに高くなることは確実です。成年後見制度は、すべての市民が安心して生活を送るために非常に重要な制度であり、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進する必要があります。

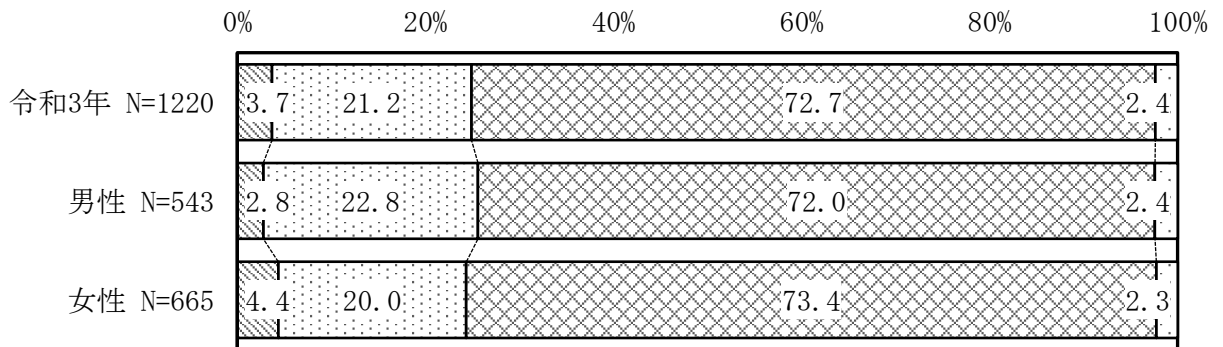
□成年後見制度の認知度にかかるアンケート

アンケート1 あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。



- 内容も含め知っている
- 聞いたことはあるが内容まではよくわからない
- 知らなかった
- 無回答

アンケート2 成年後見支援センターを設置し相談に応じていることを知っていますか。



- 内容も含め知っている
- 聞いたことはあるが内容まではよくわからない
- 知らなかった
- 無回答

3. 本巣市の取組

(1) 成年後見制度の周知

広報もとすを通じた情報提供やパンフレットの配布等、市民に対して成年後見制度を周知します。

(2) 成年後見制度の適切な利用の促進

権利擁護支援が必要な高齢者を早期に発見し、成年後見制度の適切な利用を支援できるよう、地域全体で支えていくための仕組みをつくります。同時に、成年後見制度の利用を促進するための成年後見人等の報酬助成や市長申立を行います。

(3) 中核機関の設置

成年後見制度利用に関する相談支援、市民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進等を図るための中核機関を設置しています。

(4) 地域連携ネットワークの機能強化

既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワークを活かすとともに、実績のある専門職団体等の既存資源も活用し、地域連携ネットワークの機能を強化します。

また、市民後見人の活動を推進するための体制整備も行います。

第6章 再犯防止推進計画

1. 目的・背景

岐阜県内における刑法犯検挙者のうち再犯者の割合が約 4 割台で推移しています。犯罪をした人等は、立ち直り・社会復帰に向けた様々な課題を抱えており、長期的な視点に立って地域全体で支援していく必要がある等、再犯防止対策は重要な課題となっています。

そのような状況の中、国、地方公共団体及び民間協力者の緊密な連携の下、再犯防止対策を推進していくことが重要であることから、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成 29 年には「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。岐阜県においても、平成 31 年に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。

本巢市においても、本計画の中に「再犯防止推進計画」を包含させる形で策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりを推進するとともに、地域社会として受け入れることへの市民の理解を促進することを通じて、誰一人取り残さない安全で安心なやさしいまちづくりを目指します。

2. 現状と課題

本巢市においては、刑法犯認知件数は少なく、再犯防止に対する関心も低いのが現状です。また、地域社会の人間関係が希薄化し、再犯防止にかかる活動を促進するボランティアの人材確保が難しい状況です。さらに、再犯者の求職活動が円滑に進まない場合もある等、様々な課題が存在しており、地域社会全体で支援・サポートに取り組んでいく必要があります。

3. 本巢市の取組

(1) 再犯防止の推進

岐阜県再犯防止推進計画に基づき、保護司会をはじめ関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。

(2) 犯罪をした人の人権についての啓発

犯罪をした人に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。

第7章 計画の推進

1. 地域福祉の推進

(1) 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉の推進するのは本巢市民一人ひとりです。地域の課題解決にあたっては、市民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、地域住民同士が助け合って課題解決を図る「共助・互助」の2つの考え方が基本となります。行政の役割はそれを支援することと、市民とともに課題解決を図る協働の場や仕組みを整えることです。

家族や隣近所等、身近なところからはじまって、地域、市全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくるのが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせるまちをつくることにつながります。

したがって、本巢市の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、地域住民、各種団体、福祉事業者、企業、学校、社会福祉協議会、行政等を包含したすべての市民であり、互いに連携し、一緒に取り組み体制をつくっていきます。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより教育、防災、防犯、まちづくり、生活環境等、様々な分野にわたっています。このため、福祉敬愛課が中心となり、庁内関係部局等が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域の課題を解決するためには福祉関係者、ボランティア、地域住民と協働した施策の展開が求められます。社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられており、その事業や活動を通じて、本巢市の地域福祉活動を推進してまいりました。こうした背景のもと、今後も、行政と社会福祉協議会との連携を一層強化し、ともに地域共生社会の実現をめざしていきます。

(4) 各種地域組織・団体等との連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、本巢市地域福祉推進委員会において、地域福祉の推進に関し必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価等を行います。また、地域部会において、各地域の課題や特性に応じた計画推進状況の掌握や方向性の再検討を行います。

3. 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの市民の理解と参画が必要となります。そこで、本計画の概要版を作成するとともに、広報もとすや市ホームページ等を通して、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、市民が主体的に活動できるような環境を整えていきます。

資 料

1. 計画の策定経緯

年月日	内容
令和3年8月10日 ～10月末日	福祉関係者アンケート調査 ・本巢市内で活動する福祉関係者 99 人
令和3年8月10日 ～11月末日	住民一般アンケート調査 ・20歳以上の市民 2,500 人を無作為に抽出
令和3年10月15日 ～11月末日	高校生アンケート調査 ・令和3年9月1日現在、本巢市に住所を有する平成16年度生まれの高校生
令和3年10月上旬 ～11月上旬	中学生アンケート調査 ・市内中学校に通う2年生全員
令和4年1月21日	令和3年度本巢市地域福祉推進委員会 ・書面表決（コロナウイルス感染症拡大により） ・アンケートにより意見集約
令和4年10月20日	令和4年度第1回地域福祉推進委員会 ・第4期本巢市地域福祉計画（骨子案） ・今後のスケジュール
令和4年11月22日	令和4年度地域部会 ・第4期本巢市地域福祉計画（案） ・地域福祉推進委員会での議論 ・今後のスケジュール
令和4年12月21日	令和4年度第2回地域福祉推進委員会 ・第4期本巢市地域福祉計画（案） ・地域部会からの意見 ・パブリックコメント（案）としての承認
令和5年1月4日 ～令和5年2月3日	[パブリックコメントの実施]
令和5年2月15日	令和4年度第3回地域福祉推進委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画（案）の承認について
令和5年2月20日	本巢市地域福祉推進委員会から本巢市長、本巢市社会福祉協議会会長へ報告 

2. 本巢市地域福祉推進委員会等

(1) 要綱

○本巢市地域福祉推進委員会要綱

平成 20 年 1 月 31 日
告示第 12 号

形成 平成 24 年 3 月 27 日告示第 20 号

(設置)

第 1 条 市の地域福祉の推進並びに本巢市地域福祉計画の策定及び進捗管理のため、本巢市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市の地域福祉の推進並びに本巢市地域福祉計画の策定及び進捗管理に関し、調査、審議及び調整を図るものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 福祉・介護関係者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 自治会等団体関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(地域部会)

第 5 条 委員会に地域部会を設けることができる。

2 地域部会は、委員会の補助機関として各地域の課題の整理、調査、審議及び調整を図る。

- 3 地域部会の部会員は委員長が選任する。
- 4 地域部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 5 部会長は、地域部会の会務を総括する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉敬愛課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

○本巢市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、地域福祉を推進していくための活動・行動の在り方を定める本巢市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定を目的に、本巢市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、第1条の目的を達成するため、次の任務を担う。

- (1) 活動計画の策定に必要な事項およびその内容を審議する
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから本巢市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 自治会代表
- (2) 福祉行政代表
- (3) 民生委員児童委員代表
- (4) 老人クラブ代表
- (5) 身障協会代表
- (6) ボランティア団体代表
- (7) 就労支援センター保護者会代表
- (8) 教育関係代表
- (9) 保健機関代表
- (10) 学識経験者
- (11) その他会長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱をした日から活動計画完成までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことがで

きる。

(地域住民会議)

第6条 策定委員会の業務を円滑に進めるため、地域住民会議を置く。

2 地域住民会議は、地域での問題点や課題及びその解決策について意見交換を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本巢市社会福祉協議会 地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(2) 地域福祉推進委員会名簿

区分	所属等	氏名	備考
市議会議員	本巣市議会議員	今枝 和子	委員長
福祉・介護関係者	本巣市社会福祉協議会事務局長	畑中 和徳	
	もとす広域連合 老人福祉施設大和園長	坪内 重正	～R4. 12. 31
	もとす広域連合 療育医療施設長 ※1 もとす広域連合 老人福祉施設大和園長 ※2	國井 弘光	～R4. 12. 31 ※1 R5. 1. 1～ ※2
	社会福祉法人淡墨会事務局長	大山 伸也	
	岐阜県身体障害者福祉協会本巣市支部長	脇田 治則	
	本巣市赤十字奉仕団 委員長	柴原 節子	
	ぎふ権利擁護センター 代表理事	岡川 毅志	
	もとす広域連合 介護保険課長兼療育医療施設長	井尾 昌宏	R5. 1. 1～
	本巣市健康増進課総括課長補佐	堀島 由香	
民生委員児童委員	本巣市民生委員児童委員連合協議会会長	江崎 隆雄	副委員長 ～R4. 11. 30
	本巣市民生委員児童委員連合協議会会長	矢野 博行	副委員長 R4. 12. 1～
	本巣市主任児童委員	畑中 幹雄	
自治会等団体関係者	本巣市連合自治会会長	山田 住夫	
	本巣市老人クラブ連合会会長	松浦 文雄	
学校教育関係者	小中学校長会 会長 外山小学校長	谷村 和男	



〈本巣市地域福祉推進委員会の皆さん〉

(3) 地域部会名簿

区分	所属等	氏名	備考
民生委員	根尾民生委員児童委員協議会 会長	山田 和典	
	本巣民生委員児童委員協議会 会長	小里 孝	部会長
	糸貫民生委員児童委員協議会 会長	溝口 重幸	
地域福祉協力員	竹後自治会	森島 五郎	
	西之門自治会	川添みつる	
自治会長	連合自治会長会 副会長（根尾）	金子 典栄	
	連合自治会長会 副会長（本巣）	林 重弘	
	連合自治会長会 副会長（糸貫）	近藤 雅俊	
福祉施設	フレンドリーおりべ 施設長	鷺見 譲	
	本巣市障がい者就労支援センター所長	大西 孝志	
商工会	本巣市商工会 事務局長	鷺見 誠	
企業	一丸ファルコス(株) 執行役員兼総務部長	中切 和道	
	敷島産業(株) 取締役	馬場 美穂	
学校	真桑小学校長 小学校長会長	白木 和雄	
	本巣中学校長 中学校長会長	清水 康孝	
福祉有償運送	リフレもとす 代表	三宅巳千代	
2層協議体	真正地域 すいせん協議体	秋好 英彦	
	糸貫地域 絆つるの会	近藤富士雄	
	本巣地域 くすの木会	市川 久子	
	根尾地域 NEOスマイル倶楽部	石川 博紀	
地域包括支援センター	総合支援課長兼本巣市地域包括支援センター長	田内磨奈美	
	本巣市地域包括支援センター認知症地域支援推進員	青木 栄美	



〈地域部会の皆さん〉

第 4 期 本巢市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：本巢市・本巢市社会福祉協議会

編集：本巢市健康福祉部福祉敬愛課

〒501-0494

本巢市下真桑 1000 番地

TEL 058-323-7754

FAX 058-323-1445

本巢市社会福祉協議会

〒501-0466

本巢市下真桑 1199 番地 1

TEL 058-324-8989

FAX 058-320-3985

